

明朝によるアムド地域チベット仏教寺院の保護事業*
漢語・チベット語対訳碑刻「重修涼州広善寺碑」両言語面の比較から

伴 真一郎

Ming Court's Patronage for Tibetan Buddhist Monastery at Area of Amdo
A Detailed Comparison Between Chinese and Tibetan Text to Stele
with Inscription “重修涼州広善寺碑 (1448)”

BAN, Shinichiro

This paper analyses the Sino-Tibetan inscription “重修涼州広善寺碑,” which was erected by bureaucrats of the Ming court to commemorate patronage of Buddhism in the rebuilding of the Tibetan Buddhist monastery “広善寺” (Guang-shan-si) in 1448. This inscription is valuable in the study of the Ming Court's policy for Tibetans in the border land of “Amdo”. The Ming Court attempted to represent political legitimacy by erecting Sino-Tibetan inscriptions at Tibetan Buddhist monasteries, such that the authority of the Ming Court could strengthen its position in Amdo. However, Sino-Tibetan inscriptions have different contents in each Chinese and Tibetan text.

Chapter one introduces eleven Sino-Tibetan inscriptions and their historical backgrounds, and points out that “重修涼州広善寺碑” contains a clearer contrast between Buddhism and Confucianism compared to other inscriptions. Chapter two presents the transcription of Chinese and Tibetan texts and their respective Japanese translations, and confirms erectors from other sources. Chapter three presents a detailed comparison between the Chinese and Tibetan texts. Unlike the Chinese text, the Tibetan text does not describe Confucian ideology, but instead emphasizes Tibetan Buddhist ideology and culture by explaining the Ming court's imperial patronage in terms of monk-patron relations; for example, it presents veneration to Mañjuśrī at the monastery “広善寺” (Guang-shan-si) through a quote from the Tibetan Buddhist canon: “*Phags pa glang ri lung bstan pa*” (*The Prophecy at Ox-headed Mount*), which is a eulogy for the saintly appearance of “牛角山” (the Ox-headed Mount) in Khotan. Finally, we conclude that the Ming court's

Keywords: Ming court, Amdo, Sino-Tibetan inscription, Tibetan Buddhism,
The Prophecy at Ox-headed Mount

キーワード: 明朝, アムド, 漢語・チベット語対訳碑刻, チベット仏教, 『牛角山授記』

* 本稿は、京都大学人文科学研究所共同研究班「チベット・ヒマラヤ文明の史的展開の学際的研究」による2017年3月開催の研究会（於神戸市外国語大学）で行った研究報告を一部改稿したものである。席上貴重な助言を下された参加者諸氏、また本誌の匿名査読者お二方にも謝意を表したい。



bureaucrats demonstrated Confucianism in the Chinese text, while also sympathizing with Tibetan or Inner Asian Buddhism in Tibetan text. Therefore, the different religions and cultures were prized in its foreign policy.

目次

はじめに

1. アムド地域における明朝の漢語・チベット語対訳碑刻について
2. 正統13年(1448)・「重修涼州広善寺碑」とその立碑の背景
 - 2.1 漢語面の移録と書き下し
 - 2.2 チベット語面の移録と和訳
 - 2.3 立碑者について

3. 正統13年(1448)・「重修涼州広善寺碑」の漢語面とチベット語面の比較対照
 - 3.1 漢語面とチベット語面の内容の要約と行対照
 - 3.2 チベット語面における仏教的な価値観に基づく記述について
 - 3.3 チベット語面に述べられている河西の仏教文化
- おわりに

はじめに

明朝のチベット政策は、北元との抗争で明朝に余裕が無かったこともあって、チベットを軍力で押さえることは行なわれなかった。中央チベットやカム西部においては、カルマ派、サキャ派、パクモドゥ派等の宗派の長に法号を与え〔佐藤 1986: 17; 乙坂 1998〕、アムドや、カムの東部・南部においては、明朝に帰順したチベット系の高僧・部族長に土司土官制度を施行した〔高 1999; 賈 2010〕¹⁾。さらには、法号や土司土官職を

帯びたチベット人に対しては茶葉交易等の経済的な特権を与えることで、彼らを明朝側につなぎとめようとしたのである。

それらの政策で最も重要だと考えられるものは、チベット人が深く帰依するチベット仏教僧や寺院に対しての政治的・経済的な支援であった²⁾。その中で、漢地とチベットとの境界であるアムド地域のチベット仏教寺院に対しても、保護事業を行っていたことは特筆すべきである³⁾。アムドのチベット仏教寺院は宗教施設のみではなく、乙坂 1991 が明らかにしているように軍事施設や地域の統治者

- 1) おおまかに言って中央チベットは現在の西藏自治区の東部、カムは四川省の西南部・雲南省の西北部・青海省の南端部(玉樹県)、アムドは青海省のほぼ全域・甘肅省の西部・四川省の西北部のチベット人居住地域に相当する。
- 2) 明朝のチベット仏教に対する保護事業については佐藤 1986: 第7章及び乙坂 2000 が概括的に述べる。それはチベット仏教僧に国師号を授けて明朝内部における地位を保証し、また北京や南京の両都にチベット仏教寺院を建立して経済的な援助を与えるものであった。明朝初期における代表的な事例を挙げると、永楽5年(1407)には南京にカルマ黒帽ラマ・テシンシェクバを招請して大宝法王号を授け〔佐藤 1986: 89-171〕、また、永楽8年(1410)には永楽版カンギェル大蔵経を開版して、中央チベットのセラ寺に安置した〔羽田野 1987〕。そして宣徳4年(1429)には勅命によって北京の隆善寺と慈恩寺を再建して、チベット仏教僧を居住させている〔乙坂 2000: 255-260〕。さらには、正統4年(1439)には勅命によってサキャ派の密教文献の漢訳である『吉祥喜金剛集輪甘露泉』等が金泥で筆写され〔安 2019: 159〕、明朝官僚とチベット仏教僧が共同で北京に法海寺を創建している〔黄 1993: 31-35〕。
- 3) 例えば、洪武25年(1392)にはアムドのチベット仏教寺院である瞿曇寺に対して、勅命によって寺院名を授けてその財産を保証し〔謝 1998: 11-16〕、宣徳5年(1430)には涼州の白塔寺に対して、明朝の地方官と藩王が共同でチベット仏教サキャ派の高僧であるサキャ・パンディタのチョルテンを再建している〔伴 2012〕。明朝によるアムドのチベット仏教寺院の保護事業については、本稿の第1章で詳しく述べる。

としての役割も果たしていたため、明朝のチベット政策においては重要な存在であったと考えられる。

さて、アムドのチベット仏教寺院には、明朝のチベット政策に関する重要な史資料が残されている。即ち明朝によって立碑された、同一の内容を異なる言語で記す漢語・チベット語対訳碑刻である。これらの漢語・チベット語対訳碑刻については便宜的に対訳と称するが、中には本稿で取り上げる正統13年(1448)・「重修涼州広善寺碑」のように、両言語面によってその記述が部分的に異なる碑刻も存在する。そのため、儒教理念による華夷思想の影響を受けた漢文史料のみによらずに、明朝のチベット政策を明らかにできる史資料といえる。しかし、従来の研究では漢語面とチベット語面を比較検討したうえで、チベット語面の持つ特徴や固有性を明らかにすることは行われてこなかったのである⁴⁾。

上述の研究状況のなかで、伴2009; 2012が、漢語・チベット語対訳碑刻である永楽16年(1418)・瞿曇寺「御製金仏像碑」と宣徳5年(1430)・白塔寺「重修涼州白塔志」を取り上げ、漢語面とチベット語面の比較対象を行った。その結果、この二つの碑刻が仏教理念に基づく明朝の政治的正当性をチベット人に宣伝する役割を有していたことと、チベット語面は漢語面の単なる逐語訳ではなく、漢語面の記述の不備を補って部分的に改変されたチベット文であることが明らかとなった⁵⁾。

以上の二つの碑刻に比べて、明朝がチベット仏教寺院や僧侶に対して儒教とは異なる仏教理念を示していたことが、より明確にわかる漢語・チベット語対訳碑刻として、本稿では正統13年(1448)・「重修涼州広善寺碑」を取り上げて検討したい。本碑刻は勅諭碑や

御製碑ではないものの、宦官をはじめとする明朝の官僚によって涼州にあるチベット仏教寺院に立碑されたため、明朝のアムド・チベット寺院に対する政治的姿勢を反映した碑刻と考えられる。特筆すべきは本碑刻のチベット語面は漢語面と異なる記述が多いことである。しかし、本碑刻の移録・漢訳・訳注を行った王・陳1990は、この点については詳しい検討を行っていない。本稿では、漢語面とチベット語面の記述を比較対照した検討を行いたい。

以下、第1章では、明朝によって主にアムドに立碑された漢語・チベット語対訳碑刻について、筆者が存在を把握している11種を紹介する。その中でも本碑刻が言語によって儒教と仏教の価値観が対照的に記述されていることを指摘する。第2章では本碑刻の漢語面とチベット語面の移録・書き下し・和訳を行う。そして立碑の関係者に関する記述を他史料と照らし合わせる。第3章では、漢語面とチベット語面を比較対照する。その上で、チベット語面は漢語面にあった儒教に関する記述を削除して、その代わりに仏教の施主-応供養僧思想や河西の仏教文化を述べる内容であることを明らかにする。最後に本碑刻の立碑に関わった明朝官僚は、漢語面で儒教の価値観を示し、チベット語面ではチベット及び内陸アジアの仏教に対する配慮を示していることから、異なる言語を使い分けて、それぞれの宗教や文化を尊重する姿勢をとっていたと論じる。

1. アムド地域における明朝の漢語・チベット語対訳碑刻について

13・14世紀にアジアの東部領域を支配した大元ウルス(いわゆる元朝)は異なる言語

4) 漢語・チベット語対訳碑刻については王2000による概説がある。個々の碑刻についての紹介や録文は、陳・馬1990; 謝・格桑本・袁1993; 呉2001a; 2001b; 2002; 2011; 2015等がある。

5) 宣徳5年(1430)・白塔寺「重修涼州白塔志」のチベット語面は、漢語面にある涼州のチベット仏教史に関する不正確な記述を訂正した内容になっている[伴2012: 53-54]。

や文化を持つ集団を支配していたため、同一の内容を複数言語によって併記した多言語文書や碑刻が作成された。その代表的なものが Cleaves 1949; 1950; 1951 によって研究の先鞭がつけられた漢語・モンゴル語対訳碑刻である。そして大元ウルスの後継者を称した明朝においても多言語文書・碑刻の作成は続けられた。明朝の支配領域は大元ウルスに及ばなかったが、モンゴル人、女真人、チベット人が名目的なものであるにせよ明朝の衛所制度や土司制度に組み込まれており、彼らに発給した文書・碑刻は同一の内容が複数言語によって併記されたものである。従来では、例えば西田 1970 や Mostaert 1977; 1995 に代表される、明（・清）期の対訳資料『華夷訳語』についての文献学・言語学的な研究が盛んであったが、複数言語の併記史料の中で現在多くが公開されているものが、漢語・チベット語対訳文書・碑刻である。

明朝は、帰順あるいは交渉を持ったチベット人に対して、その地位や特権を認める勅書を発給した。洪武 8 年（1375）にカルマパ黒帽ラマ・ロールペードルジェに発給した勅書は漢語の蒙文直訳体であったが⁶⁾、永楽 5 年（1407）に翻訳機関である四訳館が創設された後は、漢語・チベット語対訳文書を発給するようになった。『西藏歴史檔案薈粹』（以下、西檔案とする）に収録されている、明朝が中央チベットに発給した漢語・チベット語対訳文書では、永楽 5 年（1407）「カルマ黒帽ラマ・テシンシェクパ宛て勅書」が最も古い〔西檔案：No. 24〕⁷⁾。そしてアムドにおける漢語・チベット語対訳碑刻もこれ以後に立碑された。現時点で筆者がその存在を把握しているものは、北京にあるものも含めると（⑦、⑩）、以下のとおりである。

明代におけるバイリンガル漢語・チベット語碑刻一覧

- ①永楽 6 年（1408）・瞿曇寺「皇帝勅諭碑」（拓影は呉 2011: 109, 録文は陳・馬 1990: 1-29, 謝 1998: 87-89）
 - ②永楽 16 年（1418）・瞿曇寺「皇帝勅諭碑」（拓影は呉 2011: 111, 録文・訳注・研究は伴 2005 等）
 - ③永楽 16 年（1418）・瞿曇寺「御製金仏像碑」（拓影・録文・訳注・研究は伴 2009）
 - ④洪熙元年（1425）・「御製瞿曇寺碑」（拓影は漢語面のみが呉 2011: 117, 録文は謝 1998: 95-100）
 - ⑤宣徳 2 年（1427）・「御製瞿曇寺後殿碑」（拓影は漢語面のみが呉 2011: 120, 録文は謝 1998: 100-105）
 - ⑥宣徳 4 年（1429）・「御製大崇教寺碑」（拓影と録文が張 2012: 366-370）
 - ⑦宣徳 5 年（1430）・五塔寺「妙濟禪師塔銘」※北京（拓影が『北図拓』第 51 冊：63-64, 漢文の録文が黄 1993: 116, 紹介が黄 1993: 14）
 - ⑧宣徳 5 年（1430）・白塔寺「重修涼州白塔志」（拓影が社・文：64-65, 録文・訳注・研究は伴 2012）
 - ⑨正統 13 年（1448）・「重修涼州広善寺碑」（拓影が天梯山：173-174, 録文・訳注・研究は王・陳 1990）
 - ⑩正徳 7 年（1512）・「重修大隆善護国寺碑」※北京（チベット語の録文が黄 1993: 96, 紹介が黄 1993: 11）
 - ⑪嘉靖 4 年（1525）・「勅賜感恩寺碑」（紹介が羅・文 2010: 72）
- ①, ②はチベット仏教寺院が明朝から与えられた勅諭を碑に刻したもの, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑪は明朝が勅命によってチベット仏教寺院に立碑させたもの, そして⑧, ⑨はアムドに赴

6) 写真と録文は西藏文物管理委員会 1981: 42-44。

7) 宋 1985: 87; 宿 1996: 212 は晋王であった朱濟熿が発給した永楽元年（1403）漢語チベット語対訳「カルマ黒帽ラマ・テシンシェクパ宛て勅書」を紹介している。しかし両者とも録文は漢語面のみであり、発表者はチベット語面の録文や文影を見出しえていない。

任した明朝の武官などが資金を拠出して立碑したものである。

さて、明朝にとっては対モンゴルのための軍事施設であったアムドのチベット仏教寺院は、明朝による寺領の権益の保証と引き換えに、チベット人の掌握と軍事的な奉仕を行なったとされる〔乙坂 1991: 41; 52〕。上述した碑刻群もこうした明朝のアムド政策と関わっていると考えられる。例えば瞿曇寺は、洪武 26 年（1393）に河西モンゴルの罕東諸部を明朝に帰順させたために、明朝から寺院名を与えられた〔『太祖実録』巻 225, 洪武 26 年 2 月壬寅の条〕。同寺に立碑された永楽 16 年（1418）・瞿曇寺「御製金仏像碑」は、永楽帝の仏教功德をチベットやインドに対して宣伝する内容である〔伴 2009: 194-198〕。また永楽朝末期から宣徳朝初期にかけて、河西モンゴルの安定衛が明朝に対して反乱を起こした時に、河西のチベット仏教僧が安定衛を明朝に帰順させたが、宣徳 5 年（1430）・「重修涼州白塔志」はチベット仏教僧の請願によって立碑されたものである〔伴 2012: 59-61〕。

このように、少なくとも明初においては、明朝はチベット仏教の宗教的影響力を利用してアムドやその西方にあるチベットや東トルキスタンに進出しようとしており、恐らくはそれを背景として碑刻の内容もチベット仏教の価値観に沿ったものにされた。先述した宣徳 5 年（1430）・白塔寺「重修涼州白塔志」では漢語面・チベット語面共にコデンとサキャ・パンディタの関係をチベット仏教の施主 - 応供養僧関係として述べている〔伴 2012: 48-49〕。

一方で明王朝の統治を支えているのが漢人の科挙官僚であるため、儒教的な価値観を「四夷」に示す必要もあつたはずである。これらの二つの異なる価値観の対立が、明朝とチベット人との関係において、鋭く表現されている碑刻を筆者は見出しえた。それが以下

にあげる正統 13 年（1448）・「重修涼州広善寺碑」である。

2. 正統 13 年（1448）・「重修涼州広善寺碑」とその立碑の背景

広善寺は、甘粛省武威市の南方 40 km にある天梯山石窟の内部にあった寺院である〔天梯山：12〕。天梯山石窟は北涼の時代に開かれて清代まで石窟寺院として使われたが〔天梯山：12〕、1927 年の地震で崩壊した〔天梯山：273〕。なお、同寺には、チベット仏教様式の仏像、仏画、仏具、チベット文経典が残されていたが、1927 年の地震で地下に埋まったという〔史 1955: 78-79〕。

正統 13 年（1448）・「重修涼州広善寺碑」は碑高 2.25 m、碑幅 1.15 m、碑厚 0.26 m で碑座は失われたという〔天梯山：171〕。1959 年の調査の際に地中から掘り出されて〔天梯山：181〕、2000 年の時点で甘粛省博物館に保存されているという〔天梯山：269〕。本碑刻の両面に刻された漢語面とチベット語面の拓影が天梯山：173-174 に、碑影が天梯山：図版 79; 80 にある。また天梯山 171-175 に漢語面の録文が、王・陳 1990: 265-266; 275-278 に漢語面とチベット語面の録文がある。しかし、王・陳 1990 の録文には一つの問題点がある。それは注釈をつけずに訂正したチベット語面である。そのため、以下の 2.1 では漢語面の録文を書き下し・注とともに示し、2.2 ではチベット語面の録文を和訳・注とともに提示したい。

2.1 漢語面の移録と書き下し

〔移録〕 二字抬頭は**、一字抬頭は*、再構した文字は囲み□、再構できなかった箇所は囲み三点リーダー□・□・□で表した⁸⁾。

〔01〕 重脩涼州廣善寺碑銘

8) なお、拓影（本）では不鮮明でも、拓本（影）から判読できた文字は□では示さず、注にその旨を記すのみとした。

- [02] 佛之法，本自西域流入中土，中
 [土]之人，無男女少長⁹⁾，咸崇信之，
 迄今千百餘年矣。
- [03] **聖朝之有天下，所在有司，皆設殿宇，
 以置佛像，擇其徒術精行脩者官
 之。俾領其衆，內而有僧録司，
 外而有僧綱等司，莫不崇且重也。
 蓋其法¹⁰⁾
- [04] 以慈愛¹¹⁾ 為本，而
- [05] **聖人之治天下，咸欲民之趨於善也。
 民之奉佛苟，有慈愛之心，則風
 俗豈有不善者那。涼州古武威郡，
 去西域為近，而事佛者尤廣，郡
 東南
- [06] 三十里，地名黃羊川有古刹遺址，
 中有石佛像，高九丈，為菩薩者
 四，金剛者二，諸佛之龕二十有六，
 前鎮守官，嘗¹²⁾ 欲崇脩其寺，志
 未就也¹³⁾
- [07] 正統九年，
- [08] **上命御馬監大監大名劉公永誠，鎮守
 甘肅。公於城池，兵甲米粟之務
 既畢，乃考畺尋勝，相其舊址，
 則曰，前人有欲為之志，而未就
 我則承之¹⁴⁾。
- [09] 於是出己金，鳩材聚工，鑿山架橋，
 築宮於其間，凡八層，高十有六丈，
 有鐘鼓二樓，兩廡三門，與夫諸
 僧禪誦之室，休宿之廬[瓦壁黝]¹⁵⁾
- [10] 漆拳以法。又於寺東高阜處，建
 塔一座，高二丈三尺，壯觀實大。
 經始於乙丑年三月[]¹⁶⁾
 而落成戊辰八月望日，郡人爭先
 觀¹⁷⁾ 之，其[]¹⁸⁾
- [11] 奉佛者，時送日獻，罔有虛日。
 先時有番僧伊爾崎者，居於此，
 能以其法動人，
- [12] *賜號通慧國師，賜寺名曰廣善。伊
 爾崎弟子鎖南黑叭，復嗣國師之
 號，闡其法焉。[]¹⁹⁾ 邊境之
 衝，去中州數千里，自昔以來，
 人皆習弓²⁰⁾
- [13] 矢戰鬪，為禦侮計，詩書之教，
 罕有習者。迨我
- [14] *朝建治立學，而人有士行，況朝夕
 事佛，漸磨慈愛，其於事親敬長之
 道²¹⁾，無不盡心²²⁾ 以赴之，習²³⁾
 靜之暇，又能崇脩其宇，則佛之法，
 其有[]²⁴⁾
- [15] 人而翔

9) 王・陳 1990: 265 の録文では「老少」とするが、天梯山: 171 の録文では「少長」である。拓影や拓本によると天梯山: 171 が正しい。

10) 拓影では「其」以下が写真に入っていないが、拓本からは「法」が確認できる。

11) 王・陳 1990: 265 の録文では「悲」とするが、天梯山: 171 の録文では「愛」である。拓影や拓本によると天梯山: 171 が正しい。

12) 王・陳 1990: 265 の録文では「当」とするが、天梯山: 171 の録文では「嘗」である。拓影や拓本によると天梯山: 171 が正しい。

13) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山: 171 の録文に従って「就也」とする。

14) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山: 171 の録文に従って「承之」とする。

15) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山: 171 の録文に従って「瓦壁黝」とする。

16) 王・陳 1990: 265 の録文では判読不能とするが、天梯山: 171 の録文では「旦」である。拓影や拓本によると天梯山: 171 が正しい。

17) 王・陳 1990: 265 の録文では「睹」とするが、天梯山: 171 の録文では「觀」である。拓影や拓本によると天梯山: 171 が正しい。

18) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山: 171 の録文に従って「之，其」とするが、「其」の後に文字が剥落していると考えられる部分がある。

19) 拓影や拓本では五文字ほど剥落している。

20) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山: 171 の録文に従って「習弓」とする。

21) 王・陳 1990: 265 の録文では「道」の字は無いが、天梯山: 171 の録文では「道」を入れる。拓影や拓本によると天梯山: 171 が正しい。

22) 天梯山: 171 の録文では「力」とするが、拓影では「心」に見える。

23) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山: 171 の録文に従って「赴之，習」とする。

- [16] **皇明之教也²⁵⁾。夫
- [17] **皇明之教，孝弟而已²⁶⁾。人能孝弟，則親其上，死其長矣。吾見却匈奴有如反掌也，禦侮²⁷⁾乎^{□□□}。承公之命，不獲²⁷⁾辭，謹拜手，而為銘曰，
- [18] 於戲我佛²⁸⁾，慈愛為心，流入中土，歲月惟深，中土之人，不分男女，講佛之典²⁹⁾，曰億萬數³⁰⁾。況乎武威，^{□□□}西陲³¹⁾
- [19] 奉信佛法，罔不歸依，郡之東南，百三十里，崇脩佛宇，嚴殿森邃。石像之高³²⁾，儼乎清標³³⁾，菩薩金剛，參列雲³⁴⁾，
- [20] 涼人虔恭，焚香稽首，捨資捐金，朝奔夕走。
- [21] **聖明之教，曰善曰良，佛翔
- [22] **皇度，益振慈祥，豈惟化我，亦以衛我，千載西涼，居民安妥。內有常住田地，四至，東至小坡，西至大山，南至乱塚堆，北至峽口，各有^{□□□}。
- [23] ^{□□□}大明³⁵⁾ 正統十三年，歲次戊辰九月吉日。
- [24] ^{□□□}欽鎮守甘/鎮守甘³⁶⁾ 肅太監劉永誠，^{□□□}奉御阮和，^{□□□}福保
- [25] ^{□□□}總兵官平羌³⁷⁾ 將軍寧遠伯任禮，
- [26] ^{□□□}副都御史馬昂，
- [27] ^{□□□}³⁸⁾ 都指揮同知³⁹⁾ 劉法貴，^{□□□}協副指揮使汪壽，^{□□□}署都指揮僉事蕭敬，
- [28] ^{□□□}賜⁴⁰⁾ ^{□□□}湖⁴¹⁾ 廣道監^{□□□} 察御⁴²⁾ 史⁴³⁾ 牟倫撰，^{□□□}潛江楊廣書丹篆額并鐫。

- 24) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山：171の録文に従って「其有」とするが、「有」の後に文字が剥落していると考えられる部分がある。
- 25) 王・陳 1990: 265の録文では「之」とするが、天梯山：171の録文では「也」である。拓影や拓本によると天梯山：171が正しい。
- 26) 王・陳 1990: 265の録文では「而已」の後に「矣」を入れるが、天梯山：171の録文では「矣」は無い。拓影や拓本によると天梯山：171が正しい。
- 27) 王・陳 1990: 265の録文では「敢」とするが、天梯山：171の録文では「獲」である。拓影や拓本によると天梯山：171が正しい。
- 28) 「於戲我佛」から「居民安妥」までの銘文は4字毎に空白があり、後述の第3章2.2節で述べるように4字で1句を構成していると考えられる。
- 29) 王・陳 1990: 265の録文では判読不能とするが、天梯山：171の録文では「講佛之典」である。拓影や拓本によると天梯山：171が正しい。
- 30) 王・陳 1990: 265の録文では「^{□□□}教」とするが、天梯山：171の録文では「曰億萬數」である。拓影や拓本によると天梯山：171が正しい。
- 31) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山：171の録文に従って「^{□□□}西陲」とする。
- 32) 王・陳 1990: 265の録文では「石^{□□□}高」とするが、天梯山：171の録文では「石像之高」である。拓影や拓本は天梯山：171の録文と同じである。
- 33) 王・陳 1990: 265の録文では「儼^{□□□}標」とするが、天梯山：171の録文では「儼乎清標」である。拓影や拓本は天梯山：171の録文と同じである。
- 34) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山：171の録文に従って「^{□□□}雲」とする。
- 35) 拓影や拓本によるとこの箇所は剥落しているため判読できない。ここでは天梯山：171の録文に従う。なお、拓影や拓本によると「正統」の文字が行頭にあるので、「大明」の文字が入るとしたら2字拾頭されていると考えられる。
- 36) 拓影や拓本では判読できない。天梯山：171や王・陳 1990: 266の録文では「甘」しか再構していないが、「甘」の上に2～3文字分の空白がある。漢語面：8行の「上命^{□□□}鎮守甘肅」の記述から、「欽鎮守」あるいは「鎮守」の語があると推測される。
- 37) 4文字ほど剥落している。王・陳 1990: 266は、任礼が正統元年に平羌將軍号を授与されたことを根拠に「平羌」の2字を再構する。これに従う。しかし、平羌の前にある空白については、王・陳 1990では再構されていない。本碑刻が立碑された正統13年では、任礼の官職は「甘肅總兵官・寧遠伯」なので『明英宗實録』巻168、正統13年7月己亥の条、總兵官であろうか。
- 38) 10～15文字ほど剥落。
- 39) 「都指揮」の前は剥落して見えない。天梯山：171や王・陳 1990: 266は「副都指揮同知」と再構するが正統11年に劉法貴は都指揮同知に任じられているため『明英宗實録』巻145、正統11年9月辛卯の条、「副」ではないと考えられる。

[書き下し] [] 中は行番号である。

[01] 重脩涼州廣善寺碑銘。[02] 仏の法、本は西域より中土に流入し、中土の人、男女の少長無く、みな之を崇信することは、今にまで千百餘年なり。[03] 聖朝の天下を有するや、在る所の有司は、皆な殿宇を設け、以て仏像を置き、其の徒の、術に精く行を脩むる者を撰びて之を官とし、其の衆を領せしむるに、内は僧綱司あり、外は僧綱等の司ありて、崇め且つ重んぜざるなきなり。蓋し其法は慈愛を [04] 以て本となすも、しかして [05] 聖人の天下を治めるに、みな民の善に転るを欲するなり。民の仏を奉ずるに、苟しくも慈愛の心あらば、則ち風俗は豈に善ならざるものあらんや。涼州は古の武威郡なり。西域を去ること近く、仏に事えるは尤も広し。郡の東南 [06] 三十里、地の名は黄羊川⁴⁴⁾に古刹の遺址ありて、中に石仏像あり、高は九丈、菩薩が四、金剛が二、諸仏の龕が二十有六たりて、前の鎮守官は、嘗て其の寺を崇修せんとするも、志は未だなきざるなり⁴⁵⁾。

[07] 正統九年、[08] 上は御馬監大監・大名の劉公永誠に命じて、甘肅に鎮守せしむる。公は城池において、兵甲米粟の務めは既におえるや、乃ち凶を考え勝を尋ね、其の旧址をみれば、則ち曰く、前人はこれを為さんと欲する志あるも、未だなきざれば、我則ち之を承らん、と。[09] 是において己の金を出し、材を鳩め工を聚め、山を鑿ち橋を架け、宮を其の間に築くこと、凡そ八層にして高は十有六丈、鐘鼓二樓、兩廡三門は、その諸僧の禪誦の室、休宿の廬と、瓦・壁は黝く [10] 漆を挙ぐるに法を以てす。また寺東の高阜の処に、塔を建てること一座、高は二丈三尺、壯觀にして実に大なり。乙丑年⁴⁶⁾ 三月の・・・旦に経始して、戊辰⁴⁷⁾ 八月望日に落成し、郡の人は先を争って之を觀て、其の・・・仏 [11] を奉じる者は、時々を送り、日々に献ずること、虚日あるなし。先の時に番僧の伊尔崎⁴⁸⁾なるもの有りて、ここに居し、能く其の法を以て人を動かし、[12] 号を賜る⁴⁹⁾に通慧國師⁵⁰⁾、寺名を賜るに広善という。伊

40) 天梯山：174 や王・陳 1990: 117 は録していないが拓影・拓本によれば「賜」がみえている。

41) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山：175 の録文に従って「湖」とするが、「賜」と「湖」の間に文字が剥落していると考えられる部分がある。

42) 拓影や拓本では判読できないので、天梯山：175 の録文に従って「察御」とする。

43) 拓影や拓本によると「御史」と「牟倫」の間には1字から2字分の空白がある。ただし文字が入っていたのが剥落したものではない。

44) 乾隆『五涼全誌』巻1には、黄羊川について「〔武威〕県の東南七十里、地に多きは水草にして畜牧に宜しき（県東南七十里、地多水草宜畜牧）」と述べられている [15 葉表]。また同書巻4の「水利之図」には、古浪総河の支流に黄羊川が記されている [16 葉表]。現甘肅省古浪県東南部にも黄羊川鎮がある。なお里数が本碑刻と異なっているが、明代の1里（量地）は大よそ0.1 km、清代の1里（量地）は大よそ6.21 kmなので、『五涼全誌』は黄羊川をより武威から遠方に記している。Google マップによれば黄羊川鎮から武威市までは直線距離で約72 kmである。

45) チベット語史料である DG には、広善寺の重修が行われる以前の正統 (Tib. *cang thung*) 7年 (1442) に、大監リグ (Tib. *tha'i gyen li gu*) がチベット仏教僧ソナムギャルとともに天梯山石窟内部のカルマ派の修行場ペーリン寺を修復したことを伝える [DG: 166b1-167a1; 伴 2012: 51]。李 2016: 311 によれば、李貴が正統8年 (1443) 7月に鎮守内監として甘肅に赴任している。時期は前後するが、DG中のリグとはこの鎮守内監の李貴を指すか。DGは1865年に編纂されたため、この記述がどれだけの歴史的事実を伝えているかはより一層の検討を必要とするが、前の鎮守官とはこの李貴である可能性がある。

46) 正統10年 (1445) である。

47) 正統13年 (1448) である。

48) チベット語面：17行ではイゲ (Tib. *dbyi' rge*) と表記する。チベット語の名前ではない。また語末に接尾辞の *pa* や *nas* がついていないので、部族や集落の名前ではなく人名の可能性が高い [伴 2012: 50-51; 51, 注 99]。また、彼はチベット語名ソナムギャルツェンも名乗っているが、それについては注 150 を参照。

49) 「賜」の字が一字抬頭されているので、国師号や寺院名は明朝皇帝より授与されたものだと考えられる。

尔崎の弟子の鎖南黒叭は、復た国師の号を嗣し、その法を闡かにす。・・・辺境の衝、中州を去ること数千里、昔より以来、人は皆な弓 [13] 矢・戦闘を習い、禦侮の計を為すも、詩書の教えは、罕に習うものあり。我が [14] 朝に迨り、建治・立学して、人に士の行いあり、況や朝夕に仏に事え、ようやく慈愛を磨き、其れ事においては敬長の道に親しみ、心を尽くさずして以てこれに赴くこと無く、静の暇を習い、又能く其の字を崇修せば、すなわち仏の法は、其れ [15]・・・の人に有りて？ [16] 皇明の教えを翔するなり。それ [17] 皇明の教えは、孝弟あるのみ。人の孝弟を能くせば、則ち其の上に親しみ、其の長に死す⁵¹⁾。吾の見るに匈奴を却けるに掌を反すのごときあるや、禦侮の・・・おや・・・公の命を承り辞を獲ず、謹んで拜手して銘をなして曰く。

[18] ああ我が仏は、慈愛もて心と為し、中土に流入すること、歲月これ深く、中土の人は、男女を分かたず、講仏の典は、億万の数を曰う。

況や武威においておや、国の西陲にして、
[19] 仏法を奉信して、帰依せざるなく、郡の東南の、百三十里、仏字を崇脩し、嚴殿は森邃なり。


石像の高は、儼乎にして清標、菩薩と金剛は、雲霄に参列し、

[20] 涼人は虔恭にして、香を焚きて稽首し、資を捨して捐金せんと、朝奔夕走す。

[21] 聖明の教えは、善といい良といい、仏は [22] 皇度を翔して、益々慈祥を振るい、豈にただ我を化すのみならず、また以て我を衛し、西涼に千載なること、居民は安妥す。

内に常住の田地あり、四至は、東は小坡に至り、西は大山に至り、南は乱塚堆に至り、北は峡口に至り、各・・・有り。[23] 大明の正統十三年、歳次戊辰九月吉日。[24] 欽鎮守甘肅太監劉永誠、奉御阮和、福保 [25] 総兵官・平羌將軍・寧遠伯の任禮、[26]・・・副都御史の馬昂、[27]・・・都指揮同知の劉法貴、協副指揮使の汪壽、署都指揮僉事の蕭敬、[28] 賜・・・湖廣道監察御史の牟倫の撰、潜江の楊廣が書丹と篆額を并せて鐫る。

2.2 チベット語面の移録と和訳

[移録] 再構した文字は囲み□，再構できなかった箇所は囲み三点リーダー□・・・で表した⁵²⁾。また M はアヌスヴァーラ (anusvāra)，/~M` は上にナデン (Tib. sna ldan) を置いた特殊なシェー (Tib. shad) である  の表記である⁵³⁾。

[01] oM bde legs su gyur cig/⁵⁴⁾ phan bde'i 'byung gnas thub dbang dang 'jam dbyangs la gus pas phyag 'tshal lo⁵⁵⁾

[02] byang ngos⁵⁶⁾ mkhar nas shar phyogs su/⁵⁷⁾ li bar bzhi bcu thams pa na/ chos rgyal 'phags pa'i gdan sa ni/ □・・・

50) 伊尔崎が授与された国師号について、漢語面は「通慧国師」とのみ記すが、『明実録』等の他の史料と対照すると、正式な称号はチベット語面：18行が記すとおりに「妙善通慧国師 (Tib. me'o zhan thung hu'i ku shis)」である。伊尔崎の国師号については伴 2012: 49-50 を参照。

51) 『孟子』梁惠王章句下の引用である。

52) なお、拓影 (本) では不鮮明でも、拓本 (影) から判読できた文字は□では示さず、注にその旨を記すのみとした。

53) シェーについては拓影・拓本は不鮮明なので、永楽 16 年 (1418)・瞿曇寺「御製金仏像碑」のシェーの写真をあげた [伴 2009: 191 を参照]。

54) 拓本では文字が剥落しているが、拓本では「oM bde legs su gyur cig」と読める。

55) 拓影や拓本では剥落して見えず、王・陳 1990: 275 も録していないが、とりあえず釈迦と文殊菩薩への帰敬を述べる文だと推測して la gus pas phyag 'tshal lo と再構した。

56) byang ngos は王・陳 1990: 275 の録文に記載なし。拓影による。

- [03] ga yod/ de'i lho phyogs li bar grangs/
bdun bcu tсам na cu gu mer/ zer ba'i
sa char bzhugs ba'i/ lha chen 'jam pa'i
- [04] dbyang⁵⁸⁾ s gyis bzos/ bzhugs stabs
bzang po'i bzhugs stabs la / sku
tshad che 'doms bco brygad yod/ g-
yas na 'phags
- [05] pa shar bu/ spyan ras gzigs dang
khro rgyal sku// g-yon⁵⁹⁾ phyogs
'phags pa kun dga'o //mthu chen
thob dang khro rgyal sku/'di drug
sku tshad⁶⁰⁾
- [06] 'dom bcu yin// brag khang nyi
shu tsa drug na/ sangs rgyas sku
'dra mang po bzhugs// 'di dag srid
pa chags pa⁶¹⁾ // gsos na rgyal
'kham⁶²⁾ bde'o zhes// zer/
- [07] ba'i kar⁶³⁾ chags rnying pa snang/
'phags pa glang ri lung bstan las/
mchod rten ko ma sa la'i/ nub phogs
ko shang⁶⁴⁾ bya ban// sangs rgyas
bde⁶⁵⁾ ba'i 'byung⁶⁶⁾ gnas sku//
- [08] zhugs⁶⁷⁾ nas yangs pa'i rgyal 'kham⁶⁸⁾
srung// zhes pa gzugs⁶⁹⁾ 'di la zer/
de don bsams nas gsos⁷⁰⁾ ba'i bsam
pas mi chen rnam la zhus // da⁷¹⁾ lta
gsob⁷²⁾ nas//
- [09] legs par grub pa •••// gong
ma chos kyi rgyal po gnam sa'i
bdag pos/ phyogs thams cad du/
lha khang gsar rnying mang po
bzhengs/ ban dhe tshul
- [10] drims⁷³⁾ rnams par dag pa rnams la
las ka⁷⁴⁾ gnang nas/ ban dhe rnams
kyi 'gos 'don la/ zing lu zi⁷⁵⁾ / zing
gang zi/ chos dang mthun par byams
dang snying rje dang ldan pa/
- [11] mi sde che chung rnams chos la dad/

57) byang ngos mkhar nas shar phyogs su から第6行の gsos na rgyal 'kham bde'o zhes までは7音節で統一された韻文である。

58) 拓影や拓本では判読できず、王・陳1990: 275も録していないが、文脈と空白の狭さから考えて文殊菩薩を意味する 'jam pa'i dbyangs の一部である dbyang と考えられる。

59) 拓影では剥落して見えないが、拓本では辛うじて ga のみが見える。恐らく第4行の g-yas (右) に対応して gyon (左) だと考えられる。王・陳1990: 276も gyon と録す。

60) 拓影・拓本では判読できないが王・陳1990: 276は sku tshad を補う。

61) 拓影では文字が剥落しているが王・陳1990: 276は chags pa を補う。ただ chags pa と // の間に1文字ほどの空白がある。

62) 拓影や拓本によれば 'kham と表記されているが kham の間違い。王・陳1990: 276も kham に訂正する。

63) 王・陳1990: 276は gar とするが拓本では kar に見える。正しくは dkar であろう。

64) 王・陳1990: 276は shing とするが拓影及び拓本では shang に見える。

65) 拓影では文字が剥落しているが、拓本では da の一部が見える。王・陳1990: 276は bde を補う。ここでは王・陳1990に従う。

66) 王・陳1990: 276は 'byang とするが拓影では母音の u を表す zhabs kyu がついているように見える。

67) 王・陳1990: 276は bzhngs とするが拓影では zhugs に見える。

68) 拓影や拓本では 'kham に見えるが kham の間違い。王・陳1990: 276も kham に訂正する。

69) 王・陳1990: 276は gzngs とするが拓影では母音の u を表す zhabs kyu がついているように見える。

70) 王・陳1990: 276は gso' とするが拓影では gsos に見える。

71) 拓影・拓本ともに母音の e を表す 'greng bu があるように見えるが、他の 'greng bu と比べると形が違っているので、碑刻面の破損か汚れたと考えられる。王・陳1990: 276は da とする。ここでは王・陳1990に従う。

72) 王・陳1990: 276は gso' とするが拓影では gsob に見える。

73) 拓本によれば drims と表記されているが khirms の間違い。王・陳1990: 276も khirms に訂正する。

74) 他の箇所は las ska と誤った表記をしているが、このみ las ka と正しい表記である。

75) 拓影は不鮮明であるが辛うじて za が見える。拓本では大部分は判読できないが、母音の i を表す gi gu のみが見える。この語は漢語面: 3行にある「僧録司」の音写なので、zi だと考えられる。王・陳1990: 276も zi とする。

- log lta rnams chos la zhugs/ bstan
pa dar par byas/ snga gyi cing sh'u
mi chen rnams kysis sems bskyed nas/
lha khang gso ba'i
- [12] grogs ldan byas / gsos ma tshar/
/~M` cing thun lo dgu pa yu ma⁷⁶⁾
gyen/ khyin tha'i tha'i gyen li'u yu
chim⁷⁷⁾ tsan⁷⁸⁾ shi'u/ gan zu/ dmag
mi sde rnams kyi 'gos 'don byas/
[13] 'jam pa'i dbyangs kyi byin kysis brabs
pa'i gnas 'dir/ ~M` mi chen khong
sleb mi chen khong gi gsung la/ sngar
gyi mi chen rnams kyi gsos ma tshar
yang sems bskyed/
[14] rgyu brgyags bzo rigs phyung nas/
thog brgyad tshad ni 'dom pa suM
bcu rtsa gnyis yod/ rnga khang cong
khang gnyis/ rdo ring khang pa/ zan
mun ban dhe rnams kyi gnas⁷⁹⁾
[15] khang⁸⁰⁾ dang// g-yon phyogs kyi brag
ri gcig la mchod rten cig bzhengs/
mthon dman tshad ni⁸¹⁾ 'dom⁸²⁾ pa bzhi
- dang chag shing gsuM⁸³⁾ / mtshon rtsi⁸⁴⁾
ri mo la sogs phyung nas⁸⁵⁾
- [16] grub/ ~M` cing thung lo bcu pa zla
ba gsum la las ska⁸⁶⁾ 'go btsugs/ cing
thung lo bcu gsum pa zla ba brgyad
pa'i yar tshe la legs par grub/ rang
gzhan kun kysis/
[17] bltas na ngo mtshar skye/ 'di 'dra'i
rgya⁸⁷⁾ brgyags phyung nas chos
la dad/ yangs pa'i rgyal 'kham
bde/ sgar lha khang la bod kyi ban
dhedbyi' rge⁸⁸⁾ bzhugs/ yon tan
[18] rgya che⁸⁹⁾ sems can thams cad kyi
'gro⁹⁰⁾ don mdzad/ las skai⁹¹⁾ ming⁹²⁾
ni me'o zhan thung hu'i gu shri bsod
nam rgyal mtshan lha khang ming
ni/ go zhen zi/ ting sang⁹³⁾ dbon po
la las ska sor⁹⁴⁾ na
[19] nang nub dkon mchog gi zhabs
stog⁹⁵⁾ la⁹⁶⁾ brtson pa dang/ sa⁹⁷⁾
mtha'i dmag sna 'thab⁹⁸⁾ rtsod zhi ba
dang sems can gyi 'gro don mdzad

- 76) 拓本では yu と ma の間にツェクが無いが拓影ではかすかにツェクが写っているようにも見える。王・陳 1990: 276 では yu ma とする。文脈から王・陳 1990 の録文に従う。
- 77) 王・陳 1990: 276 では ching とする。だが、拓影と拓本を合わせてみると chim に見える。
- 78) 漢語面：8 行の「鎮守」の音写であれば tsen であるが、拓本・拓影では e を表す 'geng bu が無い。
- 79) 拓本では見えないが拓影によれば kyi gnas である。王・陳 1990: 276 もそのように録す。
- 80) 拓本では見えないが拓影によれば khang である。王・陳 1990: 277 もそのように録す。
- 81) 拓本では na であるが拓影によれば ni である。王・陳 1990: 277 は ni と録す。
- 82) 拓本では 'dam であるが拓影によれば 'dom である。王・陳 1990: 277 は 'dom と録す。
- 83) 拓本では見えないが拓影では su の上にアヌスヴァーラ (anusvāra) が置かれている。
- 84) tshon rtsi の誤表記と考えられる。
- 85) 拓本では na の一部が不鮮明であるが、拓影によれば nas である。
- 86) las ka の誤表記である。
- 87) 拓影と拓本では rgya であるが下部が剥落しているのもとは rgyu であったと推測される。
- 88) dbyi' rge の文字は拓影・拓本の双方では剥落していて見えない。ここでは王・陳 1990: 277 に従う。
- 89) 拓本では見えないが拓影によれば rgya che である。
- 90) 拓本では見えないが拓影には一部が剥落しているが 'gro に見える。
- 91) 拓本・拓影では剥落してみえないが ' の上にキグがついていて las ska'i の可能性もある。
- 92) 拓本では見えないが拓影によれば nga が見えにくいだが ming である。
- 93) 拓本・拓影共に ting sang と表記するが正しい綴字は ding sang である。
- 94) 拓影でも拓本でも不鮮明で判読できない。王・陳 1990: 277 に従って sor と再構する。
- 95) 拓本では文字が剥落しているが拓影によれば zhabs stog と表記している。正しくは zhabs tog である。
- 96) nang nub より la までは拓本では見えないので拓影に従って録す。王・陳 1990: 277 の録文も同様である。

- /~M'/ gong⁹⁹) ma chab srid brtan pa
dang sa mtha' bde ba'i
- [20] phyir la sde chen gsos nas legs par
grub/ / cing thung chos kyi¹⁰⁰) rgyal
po dang/ /rgyal sras sems dpa' dbu'
mdzad de/ /rgyal blon thams cad lo
grangs¹⁰¹) ni/ /mang po 'tsho zhing
phan bde'i¹⁰²) /
- [21] 'byung¹⁰³) gnas sangs rgyas btsan
pa skyong¹⁰⁴) / /mthar thug thub
dbang rgyal ba'i sku/ /thob nas 'gro
ba thams cad kyi/ / 'dren pa dam
pa byed par smon/ /'di la gang gi
'brel¹⁰⁵) pa bzhag/
- [22] sbyin¹⁰⁶) bdag rnam dang bzo¹⁰⁷)
rigs¹⁰⁸) dang / / las byed klas dang sems
can rnam/ /gnas skabs bde zhing phyi
ma ru/ /mtshan dpe brgyan¹⁰⁹) pa'i
sangs rgyas sku¹¹⁰) / /thob nas sems can
- [23] thams cad¹¹¹) kyang / /¹¹²) sangs rgyas
sa ru 'dren par shog¹¹³) /~M'/ cing¹¹⁴)
thung lo bcu gsum pa¹¹⁵) zla ba¹¹⁶)
dgu pa'i tshe grangs¹¹⁷) bzang¹¹⁸) po
la bris¹¹⁹) /~M'/ khyin tha'i cin shi'u gan
zu/ tha'i gyen¹²⁰) li'u yu chim¹²¹) /
- [24] chang zus 'thsams shar ze'u pho¹²²) /
lha¹²³) lan¹²⁴) drung b'u/ nub t'a srang/
byang¹²⁵) zhal¹²⁶) khu'u¹²⁷) /phyogs bzhi

- 97) 拓影・拓本では sa の下部が剥落しているように見える。王・陳 1990: 277 も sa と録す。
- 98) 拓影・拓本いずれからも判読できない。王・陳 1990: 277 の録文に従って sna 'thab とする。
- 99) gong は拓本では o の母音をあらわすナローが見えないが拓影では確認できる。なお、この gong より第 19 行の bde ba'i まで拓本では判読し難いので、ここでは拓影に従って録す。王・陳 1990: 277 の録文も同様である。
- 100) 王・陳 1990: 277 では録していないが拓影・拓本では rgyal の前に kyi が見える。
- 101) 拓本では判読し難いが拓影によれば grangs である。王・陳 1990: 277 もそのように録す。
- 102) 拓本では la に見えるが拓影によれば 'i である。王・陳 1990: 277 もそのように録す。
- 103) 拓本では一部が欠けているが拓影では 'byung である。王・陳 1990: 277 もそのように録す。なお行頭には /シェー / が書かれていないように見える。
- 104) 王・陳 1990: 277 は skyong と録す。拓本では欠けているが拓影では skyong に見える。
- 105) 拓本では一部が欠けているが拓本では 'brel である。王・陳 1990: 277 もそのように録す。
- 106) 拓本でも拓影でも不鮮明で判読できない。王・陳 1990: 277 の録文に従って sbyin と再構する。これも行頭にはシェー / が書かれていないように見える。
- 107) 拓本では判読できないが、拓影では bzo' に見える。王・陳 1990: 277 もそのように録す。
- 108) 王・陳 1990: 277 は rig と録すが拓影では rigs に見える。なお、正しい表記は bzo rigs である。
- 109) 王・陳 1990: 277 は brgyan と録す。拓本では見えないが拓影ではかすかに brgyan に見える。
- 110) 王・陳 1990: 277 は sangs rgyas sku と録す。拓本ではみえないが拓影ではかすかに sangs rgyas sku に見える。
- 111) 拓本でも拓影でも判読できないので王・陳 1990: 277 の録文に従う。
- 112) 拓影では判読しがたいが拓本ではシェーがある。
- 113) sa ru より shog までは拓本では判読できないので拓影による。王・陳 1990: 278 もこのように録す。
- 114) 拓本では ci だけで ng が判読できないが、拓影では ng が見える。王・陳 1990: 278 もこのように録す。
- 115) 拓本では判読できないが拓影では gsum pa である。王・陳 1990 もこのように録す。
- 116) 拓本では判読できないが拓影ではかすかに zla ba と見える。王・陳 1990 もこのように録す。
- 117) 拓本では grang しか判読できないが拓影では grangs に見える。王・陳 1990 もこのように録す。
- 118) この箇所は拓本でも拓影でも判読できない。王・陳 1990: 278 の録文に従って bzang とする。
- 119) 拓本では判読できないが、拓影では点後字の s が確認できる。王・陳 1990: 278 もこのように録す。
- 120) khyin tha'i cin shi'u gan zu/ tha'i gyen は拓本では判読できないので拓影による。
- 121) 拓本でも拓影でも判読できないが、前の khyin tha'i cin shi'u gan zu/ tha'i gyen から第 12 行の li'u yu chim (li'u yung cing) だと考えられる。王・陳 1990: 278 も li'u yung cing とする。
- 122) 拓本でも拓影でも判読できないので、王・陳 1990: 278 によって chang zus 'thsams shar ze'u pho とする。
- 123) 王・陳 1990: 278 は lho と録すが拓本では判読できず拓影では lha に見える。文意から lho が正しい。ナローが剥落したのであろう。

nas rtag yod // [•••]¹²⁸⁾

[和訳] [] 中は行番号, [] 中は訳者が補った語。

[01] オーム。吉祥あれかし。利樂の生じる源である、仏と文殊に礼拝します。

[02] 涼州城¹²⁹⁾ より東方の¹³⁰⁾、40里¹³¹⁾ 丁度に、法王パクパの座所こそは¹³²⁾、

[03] •••がある。そこから南の、70里ほどにあるチュクメル (cu gu mer)¹³³⁾、

という土地にいらっしゃる、文殊菩薩 [04] によって作られた大天、素晴らしい仏の座像¹³⁴⁾、体高は長さ18尋、右に聖者 [05] シャーリプトラ¹³⁵⁾、観音菩薩と憤怒尊の像、左に聖人であるアナンダ、大勢至菩薩と憤怒尊の像がある。この6つは体高 [06] 10尋、26個の石窟に、たくさんの仏像がある。これらを常置して、保護するなら天下¹³⁶⁾に平安あれ!

と [いう記述が] [07] 古い寺院誌に見える。

124) 拓本では判読できないが拓影では lan に見える。王・陳 1990: 278 では low とするが恐らく w は n の誤植であろう。再録前は lon と転写する。ナローが剥落していた可能性もあるがここではひとまず lan としておく。

125) 拓本でも拓影でも判読できないので王・陳 1990: 278 によって byang とする。

126) 王・陳 1990: 278 は zhal と録す。拓本では判読できないが拓影では zhal の zha の一部が剥落しているように見える。

127) 拓本では判読できないが拓影では khu'u である。王・陳 1990: 278 もこのように録す。

128) 王・陳 1990 は示していないが、拓影ではここに剥落して判読できない一文がある。

129) 原文は byang ngos である。byang ngos は河西回廊やその中でも涼州を指すこともあるチベット語である [山本 2011: 48]。

130) 先述したように、ここから第6行の「保護するなら天下に平安あれ」までのチベット語原文は、7音節で区切られた韻文である。そのため句読点は原文の音節に従ってつけた。

131) li bar については、漢文・チベット文対訳碑刻・宣徳5年(1430)「重修涼州白塔誌」に「里」に対応する数詞として在証例がある [チベット語面: 2-3行, 漢語面: 2行]。

132) サキヤ派の高僧パクパ・ロトーギャルツェン (Tib. 'phags pa blo gros rgyal mtshan, 1235-1280) である。周知のとおりパクパは、1244年に叔父のサキヤ・パンディタがモンゴル軍のチベットへの侵攻を止めるべく涼州のコデンの下に赴いたのに同行し、叔父の死後にフビライの知遇を得て大元ウルスの帝師となった人物である。ただ帝師の就任については、従来は帝師に1270年に就任したとされてきたが、パクパの死後に追贈されたものだとする説も出されている [中村 2010: 45-48]。ここに述べるパクパの座所とは、サキヤ・パンディタが死去した寺院であり、パクパがサキヤ・パンディタの舎利を納めるために建立したチョルテンがあった白塔寺 (Tib. shar sprul pa sde) を指すか [伴 2011: 55-56]。宣徳5年(1430)「重修涼州白塔志」には白塔寺の位置を涼州から東南の方角40里にあるとしており [チベット語面: 2-3行]、本碑刻の記述とおおよそ符号する。宣徳5年における白塔寺の再建に関わったチベット僧ソナムギャルツェンは広善寺に居住していたため [伴 2012: 50]、この人物から入った情報である可能性がある。

133) この地名 cu gu mer はチベット語ではない。武威市の西南に位置する青海省門源回族自治州に珠固郷という地名がある。しかし発音が類似していても、位置が天梯山や黄羊川と異なっているので関係は不明である。

134) 原文は bzhugs stabs。張 1993: 2438 に bzhugs stangs で「坐相、坐姿」とある。stangs は stabs と同義語なので、bzhugs stabs は座っている姿を指す。王・陳 1990: 278 はこの箇所を「坐姿完好」と訳す。仏像という語は無いが、次の文で体高を述べており、左右に菩薩等を従えていることから仏像を形容していると考えられる。

135) 原文は shar bu。シャーリプトラのチベット語表記である sha ra dwa ti i bus もしくは sh' a ri i bus を短縮したものと考えられる。

136) 原文は rgyal 'khams (rgyal khams)。これに対応する語は漢語面には無い。バリ・アジア協会蔵『西番館雑字』地理門には「天下」の訳語が付されている [西田 1970: 83]。また永樂11年(1413)に刺管肖 (Tib. lha tsang skyabs) へ発給された漢語・チベット語対訳勅書 [西檔案: No. 25] でも rgyal khams に対応する語は「天下」である。そのため本碑刻の和訳では rgyal khams を天下とする。

『牛角山授記』に書かれている、コマサラというチョルテンの西にある、コシャン¹³⁷⁾というパン (ban)¹³⁸⁾ ? に、平安の源である仏像を [08] 置くことで、広い天下が守護されるという記述は、この像を指している。その事を思うと修復する考えが起こって、大官達¹³⁹⁾に願い出て、今、補修¹⁴⁰⁾が [09] できた。皇帝¹⁴¹⁾・法王¹⁴²⁾にして天地の主が、四方に新旧の寺院を多く建立した。諸戒律に清浄である僧侶達に [10] 官職を与えて、僧侶

達の長についたものは僧録司及び僧綱司 [である?]。仏法と同様の慈悲を持つ者が [11] 大小の人々に仏法を信仰させ、また邪見¹⁴³⁾の者どもを仏教に入信させ、教えを盛んにした。先の鎮守大官たち¹⁴⁴⁾が発心して寺院を修理する [12] 援助を行った。[しかし] 修理が終わらなかつた。正統9年に御馬監・欽差太監の劉永誠¹⁴⁵⁾が、鎮守甘肅¹⁴⁶⁾・軍と民¹⁴⁷⁾の長となった。[13] 文殊の加持するこの場所に、この大官が来ておっしゃるには、

137) 本碑刻では ko shang であるが、他にも ko sheng, ku sheng, kong sheng とも綴る。『新唐書』「地理志」にある于闐の西方百里にある固城鎮である [栄・朱 2013: 457]。

138) 王・陳 1990: 278 は「高辛之地」と訳す。「高辛」は ko shang の音写であり、地は ban の訳と考えられるが、ban は張 1993: 1812 によれば「瓶」もしくは「僧侶」、Jäschke 1985: 365 では pitcher のと訳しており、地という訳語は管見の限りではみない。あるいは邦 (bang) の音写の可能性も考えられるが不明。

139) 原文は mi chen。これは漢語面：24-25 行に述べられている明朝の官僚を指すと考えられる。張 1993: 2066 では mi chen を貴顕や高官の意味であるとする。王・陳 1990: 278 の「縉紳大人」という訳も張 1993 に沿ったものであるが、日本語として不自然なので、ここでは大官とした。

140) gsob は Jäschke 1985: 591 には fill up, complete, 張 1993: 3032 には「補足」等の意味があり、欠けているところを埋める事を意味する動詞と考えて「補修」とした。

141) 原文は gong ma。Jäschke 1985: 72 によればその原義の一つに superior があり、そこから emperor の意味が派生する。この箇所は明朝の仏教保護政策を述べているので gong ma は明朝の皇帝を指している。しかし漢語面の対応する語は文脈から判断すると第 8 行の「聖朝の天下を有するや」の「聖朝」である。そして『西番館雜字』人物門や宣徳 5 年 (1430)・白塔寺「重修涼州白塔志」では、gong ma は「朝廷」に対応している [伴 2012: 46, 注 76]。そのため、皇帝ではなく明の朝廷の意味である可能性もあるが、暫定的に皇帝とした。

142) 原文は chos kyi rgyal po。チベット文献では、仏教が興隆する際に大きな役割を果たした権力者への呼称である。ツォンカバが永楽帝に送った書簡では、修辭ではあるが明朝の皇帝を chos kyi rgyal po chen po と呼称する [「覆明成祖書」: 31a]。ただ『西檔案』や漢語・チベット語対訳碑刻にある明朝の勅書や御製文では在証例が無い。これらでは皇帝の美称として「大いなる皇帝 (rgyal po chen po)」が用いられる [宣徳 2 年 (1427)・「御製瞿曇寺後殿碑」チベット語面：2 行；10 行；23 行]。また漢語・チベット語対訳史料とは異なるが、宣徳 6 年 (1431) に大国師であったチベット仏教僧ペルデンタシーが発給した、アムドのチベット仏教寺院である大崇教寺の座主を任命するチベット語文書も、皇帝の美称として rgyal po chen po を用いている [李 2017: 26]。そのため明朝の漢語・チベット語対訳史料の中では、本碑刻の chos kyi rgyal po の用法はやや特殊な事例であろう。

143) 「邪見 (log lta)」とは仏教で説く因果の道理等の教義を否定する見解をいう。

144) 原文は cing sh'u mi chen rnams。劉永誠以前に涼州に着任した明朝の官僚を指す。これに対応する語は漢語面：6 行「鎮守官」である。チベット語面は漢語面を完全に訳さずに「鎮守」の語を音写しているが、彼らが複数であることを明記する。また『西番館雜字』人物門や、漢語・チベット語対訳碑刻である永楽 16 年 (1418)・瞿曇寺「皇帝勅諭碑」では、漢語の「官・官員」に対応するチベット語は mi dpon である [西田 1970: 86; 伴 2005: 205]。先述したように mi chen そのものは張 1993: 2066 に貴顕や高官の意であるとされており、KPGT(pa): 55a5 では大元ウルスの高官を mi chen としているので誤った用法ではない。しかし、この箇所は明朝の漢語・チベット語対訳勅書の翻訳の形式に厳密に従ったものではないといえる。

145) 漢語面：7-8 行の「御馬監太監・大名の劉公永誠に命じて甘肅を鎮守せしむ」に対応していると考えられる。yu ma gyen は御馬監の、tha'i gyen は太監の、li'u yu chim は劉公永誠から敬称の公を取った劉永誠、tsan shi'u は鎮守、gan zu は甘肅の、それぞれ音写である。しかし khyin tha'i は大名の音写ではない。王・陳 1990: 278 は欽差と訳す。

146) 原文は tsan shi'u/gan zu。漢語面：8 行の「鎮守甘肅」をそのまま音写したと考えられる。

先の大官達による修復が完成していないが、[この事業を受け継ぐことを] 発心したという。

[14] 財物や食料を工人に与えて、[完成した本堂は] 8層、高さは32尋ある。[その他に] 鼓館と鐘館が2楼、碑亭、三門¹⁴⁸⁾ (zan mun), 僧侶達の住む [15] 館と、左側の岩山にチョルテンを建立した。[そのチョルテンの] 高低の寸法は20尋と3尺、顔料や絵画等も出して [16] 完成した。正統10年3月に工事をはじめて、正統13年8月の上弦の日に完成した。かれこれ、たくさんの人が [17] 見るととても美しく、[寺院の修復の時と同じくらしい] 財物・食料を供出して、仏法を信仰したのである。天下に広く平安 [がありますように]。以前、この寺院にチベットの僧侶イゲがいらっしやった。功德 [18] は大きく広く、有情全ての利他行をなさる。封号¹⁴⁹⁾ は妙善通慧国師ソナムギャル

ツェン¹⁵⁰⁾ で、寺院の名は広善寺 [という]。現在は、後継者¹⁵¹⁾ に封号を改めて与え¹⁵²⁾、 [19] 内に沈む?至宝の随従に励み¹⁵³⁾、辺境の軍事や戦闘は止んで有情の利他をなさる。皇帝の政治に基づいて辺境の平安の [20] ために大寺院の修復を成し遂げた。

法王である正統帝と¹⁵⁴⁾、皇子¹⁵⁵⁾ が中心になられて、君臣全てが数年間にわたっては、多くを育て、利楽の生じる場所である [21] 仏の教えを発展させる。究境たる牟尼の王である仏の像を、手に入れて衆生全ての、すばらしい導き手になるよう祈願して、ここに諸縁となる仏像を置く。[22] 施主達と工人と、las byed klas¹⁵⁶⁾ と衆生達、現世¹⁵⁷⁾ の幸せを得て後の世で、相好で飾られた仏の身体を、手に入れて有情 [23] 全て、仏の地に導かれるように!

147) 原文は dmag mi sde。『西番館雑字』人物門には dmag に「軍」、mi に「民」の訳語を付す [西田 1970: 86]。また永楽 16 年 (1418)・瞿曇寺「皇帝勅諭碑」では、漢語の「軍民」にチベット語の dmag mi を対応させている [伴 2005: 205]。ただ、伴 2005 の録文には反映されていないが、原碑には dmag と mi の間に分節の切れ目をあらわすツェクシェー (Tib. tsheg shad) が付されているので熟語ではない。そのため「軍と民」と訳した。

148) 原文は zan mun。漢語面：9 行の「三門」の音写である。寺院の門を指す語で三解脱門を語源とする。

149) 明朝はチベット仏教僧に対して国師や禅師といった、特権が付随した称号を与えた [佐藤 1986: 第 7 章]。封号の原文は las ska (las ka)。『西番館雑字』人事門では「職事」という訳語を付す [西田 1970: 104]。ただ永楽 13 年 (1415) に瑣南観 (Tib. bsod nams mgon) へ発給した漢語・チベット語対訳勅書 [西檔案: No. 25] や天順 4 年 (1460) に朵兒只領占 (Tib. rdo rje rin chen) に発給した漢語・チベット語対訳勅書 [Tucci 1980: 754-755] は、禅師や国師の称号を授与する内容だが、las ka に「封」を対応させている。そのためここでは「封号」とした。

150) ここでは、ソナムギャルツェンの名前が封号の一部であるようにも見える。注 48 でも述べたようにイゲは一般的なチベット語の名前では無いので、チベット仏教僧である非チベット人にチベット語名が与えられたと見るべきか。なお、ソナムギャルツェンの名前は、対応する漢語面：12 行には無い。この問題点については伴 2012: 50-51 で言及した。

151) 原文は dbon po。原義は甥であるが、特定一族の出身者で寺院の管長職を独占する叔父甥相続の後継者を指す語としても用いられる。ただ漢語面：12 行ではソナムギャルツェンの国師号を継いだ鎖南黒叭を弟子と称しており、『明実録』中にある正統 8 年 (1443) の妙善通慧国師の襲職の記事も鎖南黒叭 (鎖南黒叭) を甥と明言していない [『明英宗実録』巻 101: 正統 8 年 2 月丁亥の条]。そのため血族である可能性が高いが後継者と訳す。

152) 原文は sor。Jäschke 1985: 580 は renew という訳語を収録する。漢語面：12 行に述べられているように、鎖南黒叭がソナムギャルツェンの国師号を継承したことを指していると考えられる。

153) 意味を明確にとれないが、おそらく封号を譲った後に禅定の修行に励んでいるという文意だと考えられる。

154) ここから、第 23 行の「仏の地に導かれるように」までのチベット語原文は、7 音節で区切られた韻文である。そのため句読点は原文の音節に従ってつけた。

155) 後の成化帝 (1447-1487) を指す。

156) 意味は不詳。寺院の重修に関する事務的な作業に従事した集団を指すか。

157) 原文は gnas skabs。Jäschke 1985: 310 で temporal life とある。ここから「現世」とする。

正統13年9月の吉日¹⁵⁸⁾に書いた。欽差鎮守甘肅太監・劉永誠。[24] 常住の境界について、東は小坡 (ze'u pho), 南は乱塚堆 (lan drung b'u), 西は大山 (t'a srang), 北は峡口 (zhal khu'u), 四方に常設されている¹⁵⁹⁾。

2.3 立碑者について

立碑者のリスト

〈宦官〉

肩書	姓名
欽鎮守甘肅太監 (正4品)	劉永誠
奉御 (正6品)	阮和
奉御 (正6品)	福保

〈武官〉

肩書	姓名
將軍・寧遠伯 (品秩?)	任禮
署都指揮僉事 (正3品)	蕭敬
都指揮同知 (從2品)	劉法貴
協副指揮使 (正7品)	汪壽

〈文官〉

肩書	姓名
副都御史 (正3品)	馬昂
湖廣道監察御史 (正7品)	牟倫

〈庶人〉

潛江原籍	楊廣
------	----

(※宦官の官職の品秩は『弁山堂別集』巻90, 武官と文官の品秩は正徳『明会典』巻12, 106を参照)

表からもわかるように立碑者の大よそは宦官・武官・文官の三つのグループに分けられる。宦官・武官・文官が共同で資金を出して

広善寺の重修を行った際に立碑されたものと考えられる。勅建ではないが、官僚によって立碑されたものなので、勅建に準じるものといえる。本碑刻には永楽16年(1418)・瞿曇寺「皇帝勅諭碑」にある寺院の財産の侵害を禁じる文言はないものの¹⁶⁰⁾、漢語面: 22行とチベット語面: 24行に寺院の常住の四至を記している¹⁶¹⁾、寺院の所有地を周囲に示してそれを官の権威で保証する一定の効力はあったと考えられる。

碑文の撰者について、漢語面: 28行に牟倫が撰者だと述べられているが、恐らく漢語面のみの撰者であろう。チベット語面の撰者については同語面: 23行に

正統13年9月の吉日に書いた。欽差鎮守甘肅太監・劉永誠。

と記されているが、動詞の主語が明示されていないので、劉永誠が撰者なのかどうかは明確ではない。ここで注目すべきは、立碑者に関する記述が漢語面とチベット語面では異なることである。チベット語面に名前が記されている立碑者は劉永誠のみである。本碑刻と類似した事例で、宦官と武官が共同して立碑した漢語・チベット語対訳碑刻である宣徳5年(1430)・白塔寺「重修涼州白塔志」は、漢語面: 12行・チベット語面: 19-20行に立碑に関係した宦官・武官の名前を記すが、チベット語面には人名の省略は無く、そして

158) 日付について、明朝の漢語・チベット語対訳文書やツォンカバの書簡は tshe+ 数詞 + nyin であり、河西に立碑された石碑は nyi ma を用いるものもある [伴 2012: 47, 注 82]。本碑刻で tshe grangs を用いるのはそのいずれとも異なっている。

159) 原文は rtag yod。王・陳 1990 は「標識がある (有標志)」と訳す。rtag を rtags の省略と解したと考えられる。文脈から見ると王・陳 1990 の訳が正しい可能性もあるが、このチベット文に対応する漢語面の箇所が破損して判読できないので判断し難い。

160) 永楽16年(1418)・瞿曇寺「皇帝勅諭碑」の漢語面: 7行には「本寺の常住の所有せる孳畜・山場・樹木・園林・地土・水磨・財産・房屋等の項は諸人の侵占攪擾するを許さず」、チベット語面: 28-32行には「その寺に所属するサンガ、寺の属民を良くするため、家畜、野獸、森林、草原、市場、果樹園、屋敷、土地、水車、必要な資材等については〔他の〕誰によっても何によっても害されたり、取り上げられたり管理されたりすることのないように〔せよ〕」と述べられている。なお、同碑刻の和訳は伴 2005: 210-211 を一部改変したものである。

161) 漢語面は立碑者の名前を碑刻の文末に記すが、チベット語面の文末には寺院の四至が記されている。

彼らの官職については漢語面より詳しく記している〔伴 2012: 47, 注 80; 81〕。宣徳 5 年 (1430)・白塔寺「重修涼州白塔志」に比べると、本碑刻のチベット語面は重要な箇所を省略しているといえる。漢語面とチベット語面の相違については後に詳しく検討する。

さて、立碑者を見ると武官の人数が最も多い。その中の一人である任禮は正統元年 (1436) より甘粛に派遣され、正統 9 年 (1444) より同 13 年 (1448) まで甘粛の軍務を総覧した人物である〔王・陳 1990: 280-281〕。正統 13 年 4 月には西寧衛の防衛体制の改変を上奏し〔『明英宗実録』巻 165, 正統 13 年 4 月己未の条〕, また同年 7 月には兵を率いて沙州へ行きオイラトと通じた河西モンゴルを捕縛する等〔『明英宗実録』巻 168, 正統 13 年 7 月丁亥の条〕, 広い範囲の軍務を管轄していた。

また、文官である馬昂については、王・陳 1990: 270 では、本碑刻中に述べられている官職名である副都御史を他史料と比定していない。しかし、『明英宗実録』巻 168, 正統 13 年 7 月丁亥の条では、オイラトと通じた河西モンゴルを捕縛した官僚の功績と賞賜を述べる中に、副都御史馬昂の名前がある。本碑に述べられている馬昂の官職名は明朝の公式史料である『明実録』によって裏付けられるのである。

彼らの中でも立碑や寺院の重修を行った中心人物は宦官の劉永誠であろう。本碑刻の記述には、正統 10 年における広善寺の重修事業にあたって、最初に物資等を抛出して施主となったのは劉永誠だと述べられている〔漢語面: 8-9 行; チベット語面: 12-16 行〕。岳正撰「明故御馬監太監劉公墓誌銘」によれば、劉永誠は洪武 24 年 (1391) に生まれ〔『類博稿』巻 10, 9 葉表〕, 永楽元年 (1403) 以後に宦官として出仕する〔同 9 葉表〕。そして正統年間から景泰 2 年 (1451) にかけて軍務で甘粛に派遣され、オイラトの侵入を防ぎ、瓜州や沙州の河西モンゴルによる明朝に

対する反乱を鎮圧した〔同 9 葉裏-10 葉表〕。その後京師に戻り成化 8 年 (1472) に死去している〔同 8 葉裏〕。彼は政治の表面にこそ現れなかったものの、一族を軍や特務である錦衣衛に配し、有力な功臣の家系と姻戚関係を結んでいて、明朝の首都駐屯軍ともいえる京営に隠然とした勢力を持つ宦官であった〔奥山 2003: 324-326〕。

明朝では永楽帝より宦官が皇帝の側近として重用され、本来の職務であった後宮の運営のほかに、行政文書を管理して皇帝の政務の秘書的な役割を担い、あるいは各地方の軍隊を監察管理する鎮守太監として各地に派遣されたのである〔野田 1993〕。ここで言及すべきは甘粛における劉の職務について、本碑刻の漢語面 28 行で「鎮守甘粛」としているが、李 2016: 21 は『明実録』や「明故御馬監太監劉公墓誌銘」の記述を検討して、劉は辺境の軍務を監察する鎮守太監ではなく備御の官とする。ただ軍務に赴いた宦官が等しく鎮守宦官と呼称されることは、李 2016: 18-23 が事例を列挙して検討しているように、明代の文献に一般的に見られることなので、本碑刻のみの記述ではないといえる。

さて、本碑刻の漢語面: 7-8 行、チベット語面: 12 行は、劉永誠が勅命によって甘粛に赴いた時期を正統 9 年 (1444) としている。これについては『明英宗実録』に碑刻の記述を裏付ける記事がある。同書には正統 9 年正月に劉永誠が遼東でウリヤンハ三衛と戦った後〔巻 112, 正統 9 年春正月辛未の条〕, 同年 6 月に都指揮使・安朶耳只をはじめとする 139 人の武官とともに甘粛へ派遣されたことが述べられている〔巻 117, 正統 9 年 6 月己卯の条〕。

さらに、本碑刻の漢語面: 8 行には甘粛における劉永誠の任務として「公于城池兵甲米粟之務畢」と軍の糧食を管理したことが述べられている。これについては正統 9 年には甘粛の総兵官任礼と都御史曹翼に対して、劉永誠と計って河西のモンゴル人に糧食を放出す

表 1：内容の要約

漢語面	チベット語面
0. 碑銘 [1 行]。 1. 仏教の西域から中国への伝来を述べる [2-5 行]。 2. 広善寺の以前の状況と劉永誠が同寺の重修を決定するまでの経緯を述べる [6-8 行]。 3. 重修事業の具体的な解説 [9-12 行]。 4. 重修事業の賛辞。仏教への信仰によって涼州の地が平安になったことを述べる [13-23 行]。 5. 寺院の寺領、立碑の年月日、寺院の重修に関わった明朝の文官・武官・宦官、碑文の撰者である牟倫の名前を述べる [23-28 行]。	1. 仏と文殊菩薩の加護を願う祈願 [1 行]。 2. 広善寺の以前の状況と劉永誠が同寺の重修を決心するまでの経緯を、『牛角山授記』を引用しつつ述べる [2-13 行]。 3. 重修事業の具体的な解説 [14-20 行]。 4. 重修事業の賛辞。仏像の建立によって衆生が救済されることを述べる [20-23 行]。 5. 碑文の撰者である劉永誠の名前と寺領を述べる [23-24 行]。

表 2：チベット語面と漢語面の行の対照

チベット語面 1 行→漢語面は対応せず。 チベット語面 2 行→漢語面 5-6 行に対応。ただし漢語面はバクバの記述なし。 チベット語面 3 行→漢語面 6 行に対応。 チベット語面 4 行→漢語面 6 行に対応。 チベット語面 5 行→漢語面 6 行に対応。ただし菩薩等の名をあげず。 チベット語面 6 行→漢語面 6 行に対応。 チベット語面 7 行→漢語面に対応なし。 チベット語面 8 行→漢語面に対応なし。 チベット語面 9 行→漢語面 3 行に対応。 チベット語面 10 行→漢語面 3 行に対応。 チベット語面 11 行→漢語面 6 行に対応。 チベット語面 12 行→漢語面 7-8 行に対応。 チベット語面 13 行→漢語面 8 行に対応。ただし文殊の加護の記述なし。 チベット語面 14 行→漢語面 9 行に対応。	チベット語面 15 行→漢語面 9-10 行に対応。 チベット語面 16 行→漢語面 10 行に対応。 チベット語面 17 行→漢語面 11 行に対応。 チベット語面 18 行→漢語面 11-12 行に対応。 チベット語面 19 行→漢語面 12-23 行に対応すると考えられるが全く異なる文章。 チベット語面 20 行→漢語面 12-23 行に対応すると考えられるが全く異なる文章。 チベット語面 21 行→漢語面 12-23 行に対応すると考えられるが全く異なる文章。 チベット語面 22 行→漢語面 12-23 行に対応すると考えられるが全く異なる文章。 チベット語面 23 行→漢語面 23-24 行に対応。 チベット語面 24 行→漢語面 22 行に対応。
--	--

ることを命じる勅が下されているので [『明英宗実録』巻 124, 正統 9 年冬 12 月癸酉の条], 正確な記述と考えられる¹⁶²⁾。

なお、劉永誠が広善寺の重修事業を行なったという本碑刻の記述については、他の史料からは確認できなかった。しかし上述したように、劉が正統 9 年に甘粛に赴いて軍の糧食を管理した記事が、明朝側の公式史料である『明実録』によって裏付けられることから、本碑刻に述べられている記事は一定の信頼性があると考えられる。なお、正統 8 年 (1443) の北京における法海寺の建立においては、宦

官の李童が中心になって資金を集めたように [黄 1993: 33], 宦官が仏教寺院の施主として活動した事例は他にも見られる。

3. 正統 13 年 (1448)・「重修涼州広善寺碑」の漢語面とチベット語面の比較対照

3.1 漢語面とチベット語面の内容の要約と行対照

本碑刻の漢語面とチベット語面は同じ史実を述べるものの、細部の記述はかなり異なっていることが、表 1 及び表 2 よりわかる。例えば、チベット語面は碑銘が無く、立碑に関

162) なお、チベット語面：12 行では鎮守太監である劉永誠を甘粛の軍と民の長とする。明朝の「辺境」守備の首脳部は武官である総兵、宦官である鎮守太監、文官である巡撫都御史で構成されていたが、正統年間以前の序列は武官-宦官-文官であった [胡 2009: 13]。そのため、チベット語面の記述はやや不正確であろう。

わった人物も劉永誠のみ記す。本碑刻のチベット語面が、漢語面にある碑銘や立碑者の名前を省略しているため、碑文の形式から見ればその正文は漢語面であると考えられる。

本碑刻と同じように皇帝の勅諭碑では無いが、明朝の官僚によって立碑された宣徳5年(1430)・白塔寺「重修涼州白塔志」のチベット語面は、碑銘や立碑に関わった人物を省略しないで記述している。それに比べると本碑刻のチベット語面は簡略化されたものに見えるがそうではない。チベット語面の記述については、漢語面に対応している部分もあるが、漢語面には無い独自の内容も多く含まれているのである。以下、チベット語面の内容について、漢語面と比較対照しつつ検討していきたい。

3.2 チベット語面における仏教的な価値観に基づく記述について

3.2.1 儒教的な記述の削除

以下にあげる漢語面：2-5行は広善寺の重修を述べる前のイントロダクションとも言うべき部分である。

仏の法、本は西域より中土に流入し、中土の人、男女の少長無く、みな之を崇信することは、今にまで千百餘年なり。聖朝の天下を有するや、在る所の有司は、皆な殿宇を設け、以て仏像を置き、其の徒の、術に精く行を脩むる者を撰びて之を官とし、其の衆を領せしむるに、内は僧録司あり、外は僧綱等の司ありて、崇め且つ重んぜざるなきなり。蓋し其法は慈愛を以て本となすも、しかして聖人の天下を治めるに、みな民の

善に趨るを欲するなり。民の仏を奉ずるに、苟しくも慈愛の心あらば、則ち風俗は豈に善ならざるものあらんや。[漢語面：2-5行]

漢語面では仏教が西域より中国に入った教えであり民間の信仰を集めていること、明朝もこれを保護していること、仏教が民衆の教化に貢献していること、を述べる。さらには中央に設置された僧録司や地方に設置された僧綱司等の僧官制度にもふれている。ここでは仏教寺院の修築事業¹⁶³⁾と教団統制のための僧官制度の施行が述べられており、明朝による仏教政策を短いながらもまとめているといえる¹⁶⁴⁾。

ここで、注目される記述は「聖人の天下を治めるに、みな民の善に趨るを欲するなり。民の仏を奉ずるに、苟しくも慈愛の心あらば、則ち風俗は豈に善ならざるものあらんや」である。儒教では「聖人」とは知性と徳性を兼ね備えた最高の理想的な人間であり、こうした人間が政治の指導者となる資格があるとされる[加地 2007: 62]。そして「民の善に趨るを欲するなり」以下では、仏教の説く慈愛の教えが民衆を善に導くとされている。この箇所では聖人が『論語』「為政第二」や『孝経』「聖治章第九」で説かれている、民衆を刑罰ではなく道徳で治める徳治政治を行うときに、仏教の説く慈愛の教えが貢献することを述べているのである。この文章が、明朝による仏教保護の理由や背景を述べているかどうかはより一層の検討を必要とする¹⁶⁵⁾。だが、聖人の文字を二字抬頭する一方で仏の文字には抬頭・空格を施しておらず、儒教を仏教の上に位置付けていることから、漢語面

163) 明朝は洪武帝の初期より元末の戦乱で荒廃した仏教寺院の復興と再編成を行っている[長谷部 1993: 序章]。

164) 明朝の仏教政策については野上 1948; 間野 1979: 第3章; 長谷部 1993: 第1章から第3章, 等を参照。僧録司は洪武14年(1381)に開設, 同15年(1382)に実務が開始され, 僧侶への度牒の発給が主な職務であった[間野 1979: 248-255]。また僧録司の地方における属官である僧綱司は, 永楽以降は辺境の州県・軍衛にも設置され, 広善寺の近隣にある陝西甘州左衛・莊浪衛には, 永楽4年(1406)に設けられた[間野 1979: 277-278]。なお, 僧録司の開設時期について, 長谷部 1993: 79-80は洪武11年(1378)前後には既に僧官の任命が行われていたと指摘する。

の撰述者である儒教知識人の、少なくとも建前としての価値観を表した記述である考えられる。

では、チベット語面は漢語面と同じ書き方がされているのだろうか。これに対応したチベット語面の記述は冒頭部ではなく、9-11行にある。

皇帝・法王にして天地の主が、四方に新旧の寺院を多く建立した。諸戒律に清浄である僧侶達に官職を与えて、僧侶達の長についたものは僧録司及び僧綱司〔である?〕。仏法と同様の慈悲を持つ者が大小の人々に仏法を信仰させ、また邪見の者どもを仏教に入信させ、教えを盛んにした。〔チベット語面：9-11行〕

ここでは漢語面にある「仏の法、本は西域より中土に流入し、中土の人、男女の少長無く、みな之を崇信することは、今にまで千百餘年なり」や「聖人の天下を治めるに、みな民の善に転るを欲するなり」が無い。他の碑刻の事例をあげると、洪熙元年（1425）・「御製瞿曇寺碑」では漢語面の「西域の人の中国に入朝するや」〔11行〕という朝貢について述べた箇所を、チベット語面では省略せずに「中〔国〕にきた西方の国々の人々（nub phyogs kyi mi yul dbus su 'ong ba rnams）」〔22行〕と、「西域の人」を nub phyogs kyi mi yul, 「中国」を dbus と訳している。それに比べると本碑刻のチベット語面では、仏教が西方から入って来た宗教であるという中華から見た仏教観と、仏教を聖人の民衆統治のために利用する儒教的な価値観に基づいた

記述を削り、明朝の皇帝が僧録司と僧綱司等の僧官制度の設立によって仏教を保護している事のみを記しているのである¹⁶⁵⁾。

同様の記述は他の箇所にもある。漢語面：12-22行及びチベット語面：17-23行は重修事業の賛辞であるが、漢語面にある「皇明の教えは、孝弟あるのみ。人の孝弟を能くせば、則ち其の上に親しみ、其の長に死す」〔17行〕という『孟子』「梁恵王章句下」に基づいた記述はチベット語面には無い。漢語面では13-14行にあるように、明朝の文教政策によって涼州の人間が儒教や仏教を学んで教化されたという記述であるが、チベット語面では18-20行にあるように、チベット仏教僧ソナムギャルツェンの後継者が利他行に励むことによって、辺境に平安がもたらされるとしているのである。

3.2.2 明朝皇帝がチベット仏教の保護者であることを強調した記述

さて、本碑刻は漢語面・チベット語面ともに碑銘がある。漢語面の碑銘は以下のように述べられている〔18-22行〕。

①

於戲我佛，慈愛為心，
ああ我が仏は，慈愛もて心と為し，
流入中土，歲月惟深，
中土に流入すること，歲月これ深く，
中土之人，不分男女，
中土の人は，男女を分かつたず，
講佛之典，曰億萬數。
講仏の典は，億万の数を曰う。

②

況乎武威，国之西陲，

165) 例えば甲種本『華夷訳語』に収録されている「勅僧亦鄰真藏ト」も、仏教が民衆の教化に貢献することがチベット仏教僧に免税の特権を与える理由とされている〔2: 11b4-12a4〕。このような記述が美辭麗句を定型化したものであるのか、あるいは何らかの政策的な意図を持ったものなのかはより一層の検討が必要である。

166) 僧官制度である僧録司によって仏教教団は明朝の政治機構に組み込まれたといえるが、録米が支給されたため僧官になることを希望する僧侶も多かった〔長谷部 1993: 81〕。チベット仏教にのめりこんだ正徳帝は多くのチベット僧を僧官に任命したが、本碑刻が立碑される以前の洪武 18 年（1385）には、チベット僧の星吉鑑が右覚義に任じられている〔長谷部 1993: 83〕。

況や武威においておや、国の西陲にして、
 奉信佛法，罔不歸依，
 仏法を奉信して，帰依せざるなく，
 郡之東南，百三十里，
 郡の東南の，百三十里，
 崇脩佛宇，嚴殿森邃。
 仏宇を崇脩し，嚴殿は森邃なり。

③

石像之高，儼乎清標，
 石像の高は，儼乎にして清標，
 菩薩金剛，叅列雲霄，
 菩薩と金剛は，雲霄に参列し，
 涼人虔恭，焚香稽首，
 涼人は虔恭にして，香を焚きて稽首し，
 捨資捐金，朝奔夕走。
 資を捨し捐金せんと，朝奔夕走す。

④

聖明之教，曰善曰良，
 聖明の教えは，善といい良といい，
 佛翔皇度，益振慈祥，
 仏は皇度を翔して，益々慈祥を振るい，
 豈惟化我，亦以衛我，
 豈にただ我を化すのみならず，また以て我
 を衛し，
 千載西涼，居民安妥。
 西涼に千載なること，居民は安妥す。

拓影や拓本によれば4字毎に空白があること
 から4字句で構成されていると考えられる。
 試みに4字8句を一つのまとまりとして4
 つの段落に分けた。内容については、①
 では中華において仏教への信仰が盛んである
 こと、②では中華の西に位置する武威即ち涼
 州でも仏教が盛んであることと、それを背景
 として寺院の修築が行われたこと、③では建
 立された仏像のプロポジションが規矩に沿っ
 たものであることと、建立の際に涼州の人間
 が資金を集めたこと、④では仏教が皇帝と民
 衆の双方に慈悲に基づく功德をもたらし、個

人の教化のみならず涼州全体の守護を行うこ
 と、を述べる。①は本碑刻の漢語面の1-3行、
 ②は5-7行、③は9-11行、④は15-17行
 の内容をまとめたものであることから、この
 韻文は本碑刻の要約と言える。

これに対応するチベット語面は以下の通り
 である [20-23行]。

①/ cing thung chos kyi rgyal po dang//
 rgyal sras sems dpa' dbu' mdzad de//
 rgyal blon thams cad lo grangs ni/

②/mang po 'tsho zhing phan bde'i/
 'byung gnas sangs rgyas btsan pa skyong/
 /mthar thug thub dbang rgyal ba'i sku/

③/thob nas 'gro ba thams cad kyi//
 'dren pa dam pa byed par smon/'di la
 gang gi 'brel pa bzhag/

④sbyin bdag rnam dang bzo' rigs dang
 // las byed klas dang sems can rnam/
 /gnas skabs bde zhing phyi ma ru/

⑤/mtshan dpe brgyan pa'i sangs rgyas
 sku/ /thob nas sems can thams cad kyang
 //sangs rgyas sa ru 'dren par shog /

①法王である正統帝と、皇子が中心になら
 れて、君臣全てが数年間にわたっては、
 ②多くを育んで、利樂の生じる場所である
 仏の教えを発展させる。究境たる牟尼の
 王である仏の像を、

③手に入れて衆生全ての、すばらしい導き
 手になるよう祈願して、ここに諸縁とな
 る仏像を置く。

④施主達と工人と、las byed klas? と衆生
 達、現世の幸せを得て後の世で

⑤相好で飾られた仏の身体を、手に入れて
 有情全て、仏の地に導かれるように！

ここの15句は前後の文章とは異なり、句の終
 わりだけではなく始めにもシェーを付し¹⁶⁷⁾、
 7音節で統一されている。恐らく7音節、3

167)ただ、②の第2句と④の第1句は、他の句と異なりシェー/が付されていない。

行句、5 偈で構成されている韻文だと考えられる。チベット語の仏教詩は、各行が奇数の音節であることが多く¹⁶⁸⁾、この 15 句の韻文もチベット語詩の原則に沿ったものであると言える。

全体の内容は①-②で正統帝 (cing thung chos kyi rgyal po) をはじめとする明朝の首脳部による仏教の保護、②-③で仏像の建立、④-⑤で寺院の重修に関わった人々と衆生の救済を祈願している。チベット語面の韻文は漢語面とは異なって本碑刻の内容をまとめた要旨ではない。⑤は衆生が成仏によって救済されることを願う文章であるため、チベット語仏典でいう回向文に相当するものだと考えられる¹⁶⁹⁾。ただサンスクリット文学に由来する雅語や隠喩は用いられていないようである¹⁷⁰⁾。

チベット語面で、漢語面と比較して特徴的な部分は①-②である。漢語面では涼州の住民を広善寺重修の施主としているのに対し、チベット語面では正統帝とその皇子が仏教の保護者であることを述べている。広善寺の寺名は勅命によって与えられたものであるが[漢語面：12行]、寺院の重修は勅命ではなく、仏像の建立を援助したのも明朝皇帝ではない。チベット語面の記述は明らかに文飾である。恐らくは明朝官僚による広善寺の重修を皇帝の保護と結びつけたものと考えられる。

漢語・チベット語対訳碑刻で文末の賛辞を

両言語面ともに韻文で述べている事例は他にも見られる。例えば永楽 16 年 (1418)・瞿曇寺「御製金仏像碑」である。だが、当該の碑刻の韻文は、チベット語面が漢語面に厳密に対応している¹⁷¹⁾。これと比較すると本碑刻の賛辞に含まれるチベット語韻文はチベット仏典の回向文に倣ったものであり、文飾であるとはいえ明朝皇帝が仏教の保護者であることを記しているように、チベット仏教の価値観に沿った記述になっていることが特色といえる。

以上述べてきたように本碑刻のチベット語面は、漢語面の中華から見た仏教観や儒教的な価値観に基づいた記述を取り除き、明朝皇帝を仏教の保護者としているように仏教的な価値観が反映したものになっている。

3.3 チベット語面に述べられている河西の仏教文化

3.3.1 広善寺における文殊信仰

チベット語面固有の記述として広善寺の文殊信仰について述べられている箇所がある。それはチベット語面の冒頭部である。

涼州城より東方の、40 里丁度に、法王バクパの座所こそは、・・・がある。そこから南の、70 里ほどにあるチュクメル (cu gu mer)、という土地にいらっしやる、文殊菩薩によって作られた大天、素晴らし

168) 例えば、チベット語版『一百五十讚』ヤツォンカ作『縁起讚』は 7 音節または 9 音節の韻文で構成されている [根本 2016: 119]。

169) チベット語仏典の記述の形式は、ラマや仏に対する帰敬偈ではじまり、自らの善業を他者のために回向する回向文でおわる [石濱 2011: 26]。本碑刻のチベット語面 1 行にある釈迦や文殊菩薩の帰依を表明する文章が帰敬偈にあたると思われる。

170) サンスクリット文学に由来する、チベット文の美称や隠喩を用いたチベット文の修辭については、石濱 2011: 26-27 や根本 2016: 120-125 を参照。

171) 永楽 16 年 (1418)・瞿曇寺「御製金仏像碑」の漢語面：12-16 行は 7 字句、チベット語面：25-32 行は 9 音節で統一されている。また漢語面の「道德の巍巍たる両足尊は、三界を超出すること甚だ稀有にして、廣く衆生に方便を作す (道德巍巍両足尊 [2 字空白] 超出三界甚稀有 [2 字空白] 廣與衆生作方便)。」[12 行] は、チベット語面では「正道の事業が高い両足尊は、三界より解脱することがとても稀有で、[26] 衆生全てに方便によって廣大 [なことを] なきって (lam mchog 'phrin las mtho ba'i rkang gnyis gtso// khams gsum las grol ngo mtshar rnam par [26] che// 'gro ba kun la thabs kyiis rgya chen mdzad//)」[25-26 行] と、厳密に対応している。同碑刻の録文と和訳は伴 2009 所収のものを用いた。

い仏の座像、体高は長さ18尋、右に聖者シャーリプトラ、観音菩薩と憤怒尊の像、左に聖人であるアナンダ、大勢至菩薩と憤怒尊の像がある。この六つは体高10尋、26個の石窟に、たくさんの仏像がある。これらを常置して、保護するなら天下に平安あれ！ [2-7行]

これに対応する漢語面の記述は以下のとおりである。ただ、この記述は冒頭部ではなく第5-6行にある。

郡の東南三十里、地の名は黄羊川に古刹の遺址ありて、中に石仏像あり、高は九丈、菩薩が四、金剛が二、諸仏の龕が二十有六たりて・・・

両者の相違点を整理すると次のようになる。

チベット語面	漢語面
涼州にあったパクパの座所に言及。	無し。
寺院の建立された地名をcu gu mer とする。	建立された地名を黄羊川とする。
文殊菩薩によって寺院が作られた。	無し。
仏像の体高は18尋 (che'doms)。	石仏像9丈。
仏像の右側に聖者シャーリプトラと観音菩薩、憤怒尊の像、左側に聖者アナンダと大勢至菩薩、憤怒尊の像がある。	聖者や菩薩の具体的な名称は記さずに、菩薩は4つ、金剛は2つと数のみを述べる。
石窟が26個あったとする。	チベット語面と同じく仏龕が26個あったとする。
記述の根拠として古い寺院誌を挙げる。	記述の根拠に関する言及なし。

漢語面はチベット語面より簡略化された内容である。また、先述したように漢語面の対応する部分は冒頭にはなく、第5-6行にある。このように漢語面・チベット語面の冒頭部が厳密に対応せず、それぞれが他言語面の記述を簡略化して別の箇所にて記述しているの

である。なお、永楽16年(1418)・瞿曇寺「皇帝勅諭碑」等の勅諭碑や、永楽16年(1418)・瞿曇寺「御製金仏像碑」等の御製碑にはこのような特徴は無い。

これらの記述の根拠としてチベット語面は古い寺院誌 (Tib. kar chags rnying pa) を挙げている。これは広善寺の寺院誌だと考えられる。パクパ・ロトーギャルツェンの座所に言及しているので、パクパがサキャ・パンディタに従って涼州に赴いた1247年以降に成立したのであろう。両言語面とも、仏龕の存在とその数は一致するなど共通する記述もある。双方がこの寺院誌に拠ったと考えられる。しかし脇侍の名称についてはチベット語面の記述が詳細なので、恐らくチベット語面の記述がより寺院誌の内容を反映していると考えられる。

チベット語面固有の記述で重要なものは広善寺の縁起についての箇所である。

文殊菩薩によって作られた大天、素晴らしい仏の座像 [チベット語面：3-4行]。

この記述は漢語面にはない。文殊菩薩が仏像を作った記述については説明が必要であろう。仏教の史伝中には瑞像という現象が見られる。一般の仏像は人力によって造られるが、瑞像は神力によって完成し、三十二相・八十種好という仏の身体上の特徴を全て備え、多くの奇跡を示すとされている¹⁷²⁾。例えば『法苑珠林』が引用する「王玄策行伝」では、ブダガヤーの大菩提寺の縁起として、工匠に化した弥勒菩薩が仏像を造り、それを本尊として仏塔や寺院が建立された逸話を伝えている [『大正蔵』53巻, 502c22-503a7]。本碑刻と時代や地域に近い事例をあげるならば、永楽16年(1418)・瞿曇寺「御製金仏像碑」は、仏菩薩の神通力によって完成した瑞像を、永楽帝がアムドのチベット仏教寺院である瞿曇

172) 研究史上における瑞像の定義については蔣 2016: 34-44 にまとめられている。

寺に下賜する内容である [伴 2009: 191]。以上のように仏教文化圏で広く伝えられている瑞像伝承の存在から類推すると、本碑刻のチベット語面におけるこの記述は、文殊菩薩によって造られた瑞像を広善寺が本尊としていたことを示していると考えられる。

文殊菩薩については、本碑刻のチベット語面：13行でも広善寺のある涼州が文殊菩薩の加護がある地域とされている。

文殊の加持するこの場所に、この大官が来て・・・

これは劉永誠が涼州に来て広善寺の重修を行なったことを述べる記述の中にある文である。「この大官」とは前後の文脈より劉永誠を指していることがわかるので、「この場所」とは広善寺のある涼州である。これに対応するのは漢語面：8行であるが、劉永誠以前には寺院の修復が完成していなかったことのみを述べ、文殊菩薩についての記述は無い。以上のように本碑刻ではチベット語面のみが文殊菩薩の霊験について言及しているのである。

文殊菩薩が教説やそれを理解させる方便としての神変を衆生に対して示す内容の仏典は、漢語訳・チベット語訳の区別を問わずに存在し [光川 1997]、文殊の聖地に対する信仰も五台山を初めとして東アジアに広く見られるものである。ただ、松井 2014: 30-31 は敦煌莫高窟やトゥルファン地域から出土したウイグル語仏典及び漢語・ウイグル語対訳碑刻・泰定3年(1326)・『重修文殊寺碑』を検討し、元代の東部天山(高昌・トゥルファン)地域から甘粛河西(敦煌・肅州)さらには大都にわたる地域においてウイグル人仏教徒の文殊信仰が見られるとする。特に上述の『重修文殊寺碑』は河西地方の肅州南方の文殊寺の重修を述べる内容であるが、その中で寺院

の本尊として文殊菩薩像を請来したことが述べられており、広善寺において文殊菩薩が本尊とされているのと類似した事例である¹⁷³⁾。さらには、明初の河西地域においてもウイグル人と関係の深いチベット仏教僧が活動している [松井 2008: 30; 40]。本碑刻のチベット語面で文殊菩薩の霊験に言及しているのは、元から明初の河西地方における文殊信仰が反映していると考えられる。

3.3.2 『牛角山授記 (Tib. 'phags pa glang ri lung bstan pa)』の引用とその歴史的背景

次に、本碑刻のチベット語面の漢語面には無い記述としてチベット語仏典の引用が挙げられる。漢語面：6-8行、チベット語面：12-13行は劉永誠が広善寺の重修を決意するまでの経緯が述べられているが、漢語面では前任者による修復が完成していないことのみをその背景として述べているのに対し [6-8行]、チベット語面ではそれに加えて『牛角山授記 (Tib. 'phags pa glang ri lung bstan pa)』という仏典を引用して、その内容を重修事業の権威付けとしている。

『牛角山授記』に書かれている、コマサラというチョルテンの西にある、コシャンというパン (ban) ? に、平安の源である仏像を置くことで、広い天下が守護されるという記述は、この像を指している。その事を思うと修復する考えが起こって、大官達に願い出て、今、補修ができた [チベット語面：7-9行]。

「大官達 (Tib. mi chen rnam)」即ち複数の人間が補修を行なって完成したと述べられていることから、恐らくは劉永誠とともに修復事業を行った他の明朝官僚も含んでいると考えられるが、広善寺の重修が仏典の内容に沿ったものであることを引用によって示そう

173) ウイグル語面：21行。耿・張 1986: 261の漢訳「(殿) 台建得高高的, 内外刷飾一新, 彩絵周牆, 請来聖文殊 (菩薩像), 用金色裝飾・・・」に拠る。

としているのである。

この『牛角山授記』はチベット語大藏經に収録されており¹⁷⁴⁾、本碑刻のチベット語面に引用された箇所と考えられる記述もある。

デワチェンという城から平安の源である如来の像が来られて、西のコショという城に居られて辺境を守るだろう¹⁷⁵⁾。

于闐国の牛角山に現れた釈迦が、この国を侵略からまもる加持を行なう内容であり、如来の像を東西南北に安置すれば国境が守られると述べられている。本碑刻の「コマサラ (Tib. ko ma sa la) というチオルテン」がここでは「デワチェン (Tib. bde ba can) という城」、 「広い天下 (Tib. yangs pa'i rgyal khams)」が「辺境 (Tib. sa mtshams)」となっている等、本碑刻の引用文と大藏經に収録された文が同じものとはいえない。しかし仏像を安置することによって于闐国が守られるという大よその内容と、「コシャン (Tib. ko shang) / コショ (Tib. ko shod)」という固有名詞が音訛はあるものの同じ単語であり、仏像を「平安の源」と称していることが共通しているため、この箇所は本碑刻が引用した文章の元だと考えられる。

そして、本碑刻中に述べられているコマサラとは、『牛角山授記』において牛角山の近くにある偉大な行者 (Tib. thub pa drang srong chen po) のチオルテンであり [221a4-5]、于闐国に現れた世尊が住した場所とされている [222a1-2]、 「go ma sa la gan da」を指していると考えられる。本碑刻のチベット語

面の撰述者は『牛角山授記』中の「デワチェンという城」を于闐国における釈迦が住まう場所を指していると解し、「コマサラというチオルテン」と書き換えたのであろう。本碑刻に引用されている『牛角山授記』は、チベット語面の撰述者が自らの理解に従って書き直しや省略を行なった文章だと考えられる。

明代の漢語・チベット語バイリンガル資料のチベット語面に仏典を引用する事例については、現在のところ筆者は本碑刻以外を見出しえていない。例えば永楽5年(1407)・「如来大寶法王建普度大齋長卷画」や永楽16年(1418)・瞿曇寺「御製金仏像碑」は仏教の奇瑞を述べる内容であるが、仏典の引用は見られない。本碑刻のチベット語面の撰述者が『牛角山授記』を引用した理由については、元の至正5年(1345)・『居庸関六体合璧造塔功德記碑』(サンスクリット・チベット・ウイグル・モンゴル・西夏・漢語対訳)のようにチベット語仏典の知識を読者に示す以外に¹⁷⁶⁾、特別な歴史的背景があったと考えられる。以下それについて述べる。

牛角山(牛頭山)があった于闐国とは、現在の新疆ウイグル自治区のホータンを領土とするオアシス国家で、紀元1世紀から9世紀の間に仏教が栄えたが11世紀までにイスラム教の進出によって滅亡した¹⁷⁷⁾。

注目すべきは、仏教国ともいえる于闐国をモチーフとした壁画が敦煌莫高窟に多く残されていることである。その中でも『牛角山授記』に関する壁画は長期にわたって描かれた。盛唐期の第345窟、吐蕃統治期の第231; 237; 449窟、晩唐期の第9; 72; 85窟;

174) 『牛角山授記』は吐蕃時代のデンカルマ目録やバンタンマ目録、ダライラマ政権の時代に開版されたナルタン版、デルグ版カンギル大藏經に収録されている [朱 2013: 23]。

175) 「bde ba can zhes bya ba'i mkhar nas de bzhin gshegs pa bde ba'i 'byung gnas zhes bya ba'i gzugs brnyan gshegs nas nub phyogs mkhar ko shod du bzhugs shing yul gyi sa mtshams bsrung bar 'gyur」 [226b7]。

176) 同碑刻のチベット語面は、仏塔の建立によって生じる功德について『房屋建立の経 (Tib. khang bu brtsegs pa'i mdo)』、『妙法蓮華経 (Tib. dam chos pad dkar)』、『造像経 (Tib. sku gzugs bkod pa'i mdo)』、『業分別経 (Tib. las rnams 'byed pa'i ndo)』を引用して説明している。引用された仏典は各言語によって異同がある [長尾 1955: 235-236]。

177) 于闐国の歴史については榮・朱 2003 が詳しい。

340窟, 五代期の第39; 45; 98; 108; 126; 146; 334; 392; 397; 401窟, 宋代の第25; 220; 454窟, 及び榆林窟の第33窟(五代期)には牛角山に現れた釈迦の瑞像図が描かれている[栄・朱 2013: 249-250]¹⁷⁸⁾。これらの牛角山瑞像図は敦煌と于闐国の交流を反映しているとされる[張 2008: 10]。

漢地では, 于闐国が僻遠の地にあるため, また仏教が中国に浸透する過程において, 牛角山は現江蘇省に属する潤州に牛角山があると信じられ, 于闐にある牛角山への信仰は限られていた[陳 2013: 32]。しかし, 上述の如く敦煌では聖地として重要な位置を占めていたのである。

このように, 中央アジアから河西にかけての地域において著名である聖地について述べたチベット語仏典が, 本碑刻のチベット語面で引用されたことは特筆すべきであろう。元末明初の河西は唐や西夏の時代の状況を受け継いで, 他種族多言語の混淆地帯であった。元の至正20年(1360)に涼州の白塔寺でカルマバ黒帽化身ラマ4世・ロルペードルジェの説法が行われたときは, モンゴル, ウイグル, 西夏, 漢人の通訳が付き, 明の洪武22年(1389)には河西より番僧(チベット系僧侶)と漢人僧侶が一緒に来朝した[伴 2011: 67]。その一方で河西のウイグル仏教徒がチベット語仏典の翻訳活動を行い, 彼らの中にはチベット名を名乗るものもいたように, 非チベット人に対してチベット仏教やチベット語の影響力も強かった[松井 2008: 37; 39]¹⁷⁹⁾。諸種族共通の聖跡であった牛角山について述べたチベット語仏典を引用して重修事業の権威付けとすることは, 唐から元にかけての河西特有の宗教や社会の状況が反

映されているのである。

本碑刻の立碑の中心となった人物であると考えられる劉永誠は, 正統9年に甘肅に赴任した直後にモンゴル人(達子)の通訳を設けることを上奏している[『明英宗実録』卷120, 正統9年8月丁巳の条], 恐らくはオイラトや河西モンゴルとの交渉のためであろうが, 河西の非漢人社会についても一定の知識と関心を持っていたと考えられる。明朝の宦官が, 河西地方の仏教文化に関する記述を含む碑刻を立碑したことは, 明朝支配層が有していた内陸アジアの仏教に関する関心を示していて非常に興味深いといえる。

おわりに

本稿では, 明朝がチベット人に対して漢人とは異なる政治的姿勢を示していたことを漢語・チベット語対訳碑刻から明らかにすべく, 明朝の官僚が涼州に立碑した正統13年(1448)・「重修涼州広善寺碑」を事例として検討を加えた。その結果, 以下のことが明らかにされた。

1. 漢語面にあった儒教的な記述を削除する。
2. 明朝皇帝が仏教の保護者であることを強調して施主一応供養僧関係の思想を反映させる。
3. 広善寺の本尊が瑞像であることを述べて, 同寺の創建と文殊菩薩信仰との関連を示す。
4. 河西地域一帯で信仰されていた聖跡についてのチベット語仏典を引用して, 明朝による広善寺重修事業の権威付けとする。

以上の4点が, チベット語面の漢語面と異な

178) これらの牛角山瑞像図は古代インドや漢地等の他地域の瑞像や聖跡の故事とともに描かれる事例が多い[張 2008: 10]。その中でも第449窟, 第220窟, 榆林窟の第33窟は主室に描かれている[栄・朱 2013: 249-250]。

179) 先述したように明初に白塔寺や広善寺の重修を主導したソナムギャルツェンも, 非チベット人僧侶イゲの名乗ったチベット名である。チベット語やチベット仏教の影響力の強さに関しては, 武内 2002で述べられている帰義軍や西夏支配期の河西におけるチベット語の共通語化の状況を受け継いでいると考えられる。

る記述であることが明らかとなった。漢語面は儒教理念に基づく徳治政治が行われる際の民衆教化に仏教が貢献することを述べるが、チベット語面では儒教的な理念に関する記述は削られ、仏像を立てる際の功德を述べる等仏教的価値観を中心とした内容である。そして、チベット語面では明朝皇帝は仏教の保護者とされている。

また、漢語面にはないチベット語面固有の記述として、文殊菩薩による瑞像縁起の言及や『牛角山授記』の引用があげられる。文殊菩薩は、チベット仏教とも関係の深かった、元代河西のウイグル人仏教徒によって信仰されていた。また『牛角山授記』は、唐代より河西において信仰された聖跡である牛角山に関するチベット語仏典である。以上のようにチベット語面は漢語面とは異なり、河西地域におけるチベット仏教徒の価値観や信仰に沿った内容といえる。

なお、漢語・チベット語対訳碑刻の中でも勅諭碑や御製碑については、語彙の意識は散見されるが、漢語面とチベット語面で内容が大幅に異なる例は見られない¹⁸⁰⁾。これらの碑刻は、皇帝の命令を正確に伝えるために厳密な翻訳が行われたと考えられる。他方で、本碑刻の漢語面は官僚による撰述であったため、チベット語面の作成においてはそのような制約が無かったのであろう¹⁸¹⁾。

本碑刻のチベット語面の撰者であるが、漢語面とは異なり、その名前や撰述された経緯を明確に記していないので、推測するしかない。チベット仏教色が濃いのでチベット仏教僧侶が関わっていることは確実であろう。ただ、漢語面とは共通する記述もあるので、それぞれが別個に撰述されたものを一つの碑に

刻したとも考えにくい。立碑の関係者として、両言語面に共通して名前が挙げられているのは劉永誠なので、彼の管轄下で漢語面とチベット語面が同時並行で作成されたのではないだろうか。

杉山 2008: 121-127 は、クビライ政権の再来を目指した永楽帝による対外進出政策の一環として、東北部やアムドの境界地帯に仏教寺院や多言語碑刻が建立されたと述べる。明朝がオイラトに敗北して北辺退守政策へ変わる転機となった土木の変（1449）の直前に、明朝にとってはモンゴルや東トルキスタンへの入り口にあたる涼州に立碑された本碑刻も、こうした永楽期の対外進出の延長にあるといえよう。

本碑刻の立碑の理由については、宣徳5年（1430）・白塔寺「重修涼州白塔志」と同じく、涼州に赴任した明朝の官僚達が、自らによる仏教保護事業を宣伝することによって、これらの地域に宗教的・政治的な影響力を持つチベット仏教僧の支持を得ようとした意図があったとしても許されるだろう¹⁸²⁾。ここから、本碑刻の漢語面が漢人の価値観をそのまま示す一方で、チベット語面がチベット人をはじめとする現地の非漢人社会の価値観に一定の配慮を払うように、異なる言語を使い分けることで漢人とチベット人それぞれの宗教や文化を尊重する姿勢を示していたことが伺えるのである。

本碑刻は命令文や皇帝が直接書いた御製文ではないため、その影響力は限定的だと考えられる。しかし、鄭和がスリランカに建立した永楽7年（1409）・「鄭和錫蘭碑」は、漢語、タミル語、ペルシア語対訳碑刻であるが、それぞれの言語によって異なる信仰を記してい

180) 永楽16年（1418）・瞿曇寺「皇帝勅諭碑」や永楽16年（1418）・瞿曇寺「御製金仏像碑」。

181) 本碑刻と同じく出先の宦官や武官によって立碑された宣徳5年（1430）・白塔寺「重修涼州白塔志」のチベット語面も、サキャ派に関する歴史的事実をより正しく述べたものに訂正されている [伴 2012: 48-55]。

182) 1513年にハミがイスラム教徒に占領されるまで、涼州から東トルキスタンまでの地域は仏教圏であり、僧侶が諸勢力間の外交使節として活動していたが、彼らを懐柔することが宣徳5年（1430）・白塔寺「重修涼州白塔志」立碑の背景の一つであったと考えられる [伴 2012: 60-61]。

る〔查迪瑪・武 2011: 76-77〕¹⁸³⁾。本碑刻の各言語面の内容の相違は、明朝の政策に共通するものだった可能性がある。今後の検討の課題としたい。

参考史料

●漢文●

- 『弇山堂別集』中華書局 1985。
 乾隆『五涼全誌』成文出版社 1976。
 甲種本『華夷訳語』（『涵芬樓秘笈』第4集）臺灣商務印書館 1975。
 社・文→中国社会科学院考古研究所・甘肅省文物考古研究所 2003「甘肅武威市白塔寺遺址 1999年の発掘」『考古』2003(6): 52-59。
 正徳『明会典』→正徳『大明会典』汲古書院 1989。
 『西天仏子源流録』→張 2013 所収。
 『西樞案』→『西藏歴史檔案薈粹』文物出版社 1995。
 『大正蔵』→『大正新脩大蔵経』大正一切経刊行会 1924-1934。
 天梯山→敦煌研究院・甘肅省博物館『武威天梯山石窟』文物出版社 2000。
 『北図拓』→『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』中州古籍出版社 1989-1991。
 「覆明成祖書」（『西藏大蔵経』153 冊, No. 6135）西藏大蔵経研究会 1955-1961。
 『明実録』中央研究院歴史語言研究所（本文中に示した巻数はこの版本による）1960-1967。
 『類博稿』『文淵閣四庫全書』集部所収。

●チベット文●

- 『牛角山授記』→*'phags pa glang ri lung bstan pa*. Dt, No. 357.
 Dt→*The Tibetan Tripitaka*. Taipei Edition, 台北南天書局, 1991。
 DG→*deb ther rgya mtsho* (Part1). Lokesh Chandra ed., New Delhi, 1975-1977 (Shata-pitaka series).
 KPGT→*chos 'byung mkhas pa'i dga' ston*. Delhi: Delhi Karmapa Chodey Gyalwae Sungrab Partun Khang, 1980.

参考文献

●和文●

- 石濱裕美子 2011『清朝とチベット仏教一菩薩王となった乾隆帝一』早稲田大学出版部。
 奥山憲夫 2003『明代軍政史研究』汲古書院。
 乙坂智子 1991「明勅建弘化寺考一ある青海ゲルクバ寺院の位相一」『史峯』6: 31-68。
 ——— 1998「在京チベット仏教僧に対する

明朝の姿勢』『蛮夷の王, 胡羯の僧』平成 8・9・10 年度科学研究費補助金報告書: 49-145。

- 2000「帰ってきた色目人一明代皇帝権力と北京順天府のチベット仏教一」『横浜国立大学論叢 人文科学系列』51(1・2): 247-282。
 加地伸行（訳注）2007『孝経』講談社。
 佐藤長 1986『中世チベット史研究』同朋舎。
 杉山清彦 2008「明初のマンチュリア進出と女真人羈縻衛所制度」『中世の北東アジアとアイヌ』, 105-134, 高志書院。
 武内紹人 2002「帰義軍期から西夏時代のチベット語文書とチベット語使用」『東方学』104: 106-124。
 中村淳 2010「モンゴル時代におけるバクバの諸相一大朝国師から大元帝師へ」『駒澤大学文学部研究紀要』68: 35-69。
 長尾雅人 1955「チベット小字刻文」村田治郎編著『居庸関』第一巻, 230-242, 京都大学工学部。
 西田龍雄 1970『西番館訳語の研究』松香堂。
 根本裕史 2016『ツォンカパの思想と文学一縁起讃を読む一』平楽寺書店。
 野上俊静 1948「明初の僧道衙門」『大谷学報』27(1): 8-15。
 野田徹 1993「明朝宦官の政治的地位について」『九州大学東洋史論集』21: 47-64。
 長谷部幽蹊 1993『明清仏教教団史研究』同朋舎。
 羽田野伯猷 1987「永楽刻チベット蔵経おぼえ書き」『チベット・インド学』第二巻, 327-356, 法蔵館。
 伴真一朗 2005「アムド・チベット仏教寺院トァン・ゴンバ（瞿曇寺）のチベット文碑文初考一永楽 16 年「皇帝勅諭碑」の史料の価値の検討を中心に一」『大谷大学大学院研究紀要』22: 189-219。
 ——— 2009「明初における東西の仏教交流と青海チベット仏教寺院一永楽帝の対外政策における瞿曇寺「御製金仏像碑」の役割一」『内陸アジア言語の研究』24: 173-206。
 ——— 2011「明清時代における涼州のチベット仏教寺院とその碑刻史料について一白塔寺 (Tib. shar sprul pa sde) の現地調査報告を中心に一」『真宗総合研究所研究紀要』28: 53-72。
 ——— 2012「明初における対モンゴル政策と河西におけるサキヤ・パンディタのチョルテン再建一漢文・チベット文対訳碑刻, 宣徳 5 年 (1430)「重修涼州白塔誌」の歴史的背景一」『アジア・アフリカ言語文化研究』84: 39-65。

183) 查迪瑪・武 2011 によれば、漢語面は仏、タミル語面はヴィシュヌ神、ペルシア語面はアラーへの賛辞が述べられている。

- 松井太 2008 「東西チャガタイ系諸王家とウイグル人チベット仏教徒—敦煌新発見モンゴル語文書の再検討から—」『内陸アジア史研究』23: 25-46.
- 2014 「敦煌諸石窟のウイグル語題記銘文に関する簡記(2)」『人文社会論叢(人文科学篇)』32: 27-44.
- 間野潜龍 1979 『明代文化史研究』同朋舎.
- 光川豊芸 1997 「文殊師利菩薩『所説経』の研究—文殊の説く教説と神変を中心に—」『龍谷大学論集』450: 41-76.
- 山本明志 2011 「13・14世紀モンゴル朝廷に赴いたチベット人をめぐって—チベット語典籍史料からみるモンゴル時代—」『待兼山論叢(史学篇)』45: 27-52.
- 中文●
- 安海燕 2019 『明代漢訳藏伝密教文献研究』中国蔵学出版社.
- 荣新江・朱麗双 2013 『于闐与敦煌』甘肅教育出版社.
- 王堯 2000 「明初与藏事有関の詔文及河西碑刻考異」『水晶宝鬘—蔵学文史論集—』仏光文化事業有限公司(筆者未見). →王 2012: 252-273 に再録.
- 2012 『王堯蔵学文集(卷2)』中国蔵学出版社.
- 王堯・陳踐 1990 「涼州広善寺碑文」蔵漢文訳読『中国蔵学』1990(4): 116-125. →王 2012: 265-267; 274-285 に分割して再録. 頁数は再録版による.
- 賈霄鋒 2010 『蔵区土司制度』青海人民出版社.
- 胡丹 2009 「明代『三堂体制』的構建与解体—以鎮守内官为中心—」『国立政治大学歴史学報』32: 1-40.
- 呉景山 2001a 『西北民族碑文』甘肅人民出版社.
- 2001b 『甘南藏族自治州金石録』甘肅人民出版社.
- 2002 「安多藏族地区的金石碑銘」『西北民族研究』2002(4): 41-51.
- 2011 「瞿曇寺中的五方碑刻資料」『中国蔵学』2011(1): 106-121.
- 2015 『安多藏族地区金石録』甘肅文化出版社(筆者未見).
- 高士榮 1999 『西北土司制度研究』民族出版社.
- 耿世民・張宝璽 1986 「元回鶻文『重修文殊寺碑』初釈」『考古学報』1986(2): 253-263.
- 黄顯 1993 『在北京的藏族文物』民族出版社.
- 查迪瑪・武元磊 2011 「鄧和錫蘭碑新考」『東南文化』2011(1): 72-78.
- 西藏文物管理委員会 1981 「明朝皇帝賜給西藏楚布寺葛瑪活仏の兩件詔書」『文物』1981(11): 42-44.
- 史岩 1955 「涼州天梯山石窟の現存狀況和保存問題」『文物參考資料』1955(2): 76-96.
- 謝佐 1998 『瞿曇寺』青海人民出版社.
- 謝佐・格桑本・袁復堂 1993 『青海金石録』青海人民出版社.
- 宿白 1996 「拉薩布達拉宮主要殿堂和庫藏的部分明代文書」『藏伝仏教寺院考古』208-211, 文物出版社.
- 朱麗双 2013 「敦煌藏文文書『牛角山授記』殘片の初步研究」『西域文史』8: 23-37.
- 蔣家華 2016 『中国仏教瑞像崇拜研究』齊魯書社.
- 宋伯胤 1985 「明代中央政權致西藏地方詔敕」『藏学研究文集—獻給西藏自治区成立二十周年—』民族出版社.
- 張怡蓀(編) 1993 『藏漢大辭典』民族出版社.
- 張小剛 2008 「敦煌所見于闐牛頭山聖跡及瑞像」『敦煌研究』2008: 6-11.
- 張潤平(編) 2012 『西天仏子源流録—文献与初步研究—』中国社会科学出版社.
- 陳粟裕 2013 「五台山与牛頭山」『美術研究』2013(3): 24-32; 41.
- 陳慶英・馬林(編著) 1990 「青海藏伝佛教寺院碑文集釈」(『中国西北文献叢書』第5輯)蘭州古籍書店.
- 羅文華・文明 2010 「甘肅永登連城魯土司属寺考察報告」『故宮博物院院刊』2010(1): 60-84.
- 李建武 2016 『明代鎮守内官研究』天津古籍出版社.
- 李志明 2017 「大智法王班丹扎尺年譜」『西藏研究』2017(3): 23-30.
- 欧文●
- Cleaves, Francis W. 1949. "The Sino-Mongolian Inscription of 1362 in Memory of Prince Hindu." *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 12: 1-133.
- . 1950. "The Sino-Mongolian Inscription of 1335 in Memory of Chang Ying Jui." *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 13: 1-131.
- . 1951. "The Sino-Mongolian Inscription of 1338 in Memory of jīgūntei." *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 14: 2-104.
- Jäschke, August H. 1985. *A Tibetan-English dictionary*. Kyoto: Rinsen Book (First published 1881).
- Mostaert, Antoine. 1977. *Le Matériel Mongol du Houa I I Iu* 華夷訳語 *de Houng-ou (1389), I*. Bruxelles: Institut belge des hautes études chinoises.
- . 1995. *Le Matériel Mongol du Houa I I Iu* 華夷訳語 *de Houng-ou (1389), II*. Bruxelles: Institut belge des hautes études chinoises.
- Tucci, Giuseppe. 1980. *Tibetan painted scrolls*. 2vols. Kyoto: Rinsen Books (rep).